

第一回日韓UIM交流会・報告集

1978年5月16日～19日 於・ソウル・水原



関西キリスト教都市産業問題協議会 (KUIM)

報告集発行にあたつて

日韓都市産業伝道交流会を両国UIMの関係者で共催する事が提議されて以来、かなり長い間、関西でも慎重に準備の詰合ひをつづけた。

ことに、UIMの活動が極度に制限され、弾圧をすらうけている韓国の現状にあつては、この交流の実施には我々関西UIMとしても慎重でなければならなかつたのである。しかし、時折の交通の機会を得た幾人かの打合せによつて、我々は是非とも相互の交流と研修のために来韓せよという熱望をききとつたのであつた。

また韓国UIMをとりまく現状のきびしさが、とりわけ過去と現在の日本の政治や経済との結びつきを無視してはありえないという認識が我々の詰合ひの中では確認されていた。そうであるからこそ「彼ら」の問題として見学にでかけるのではなく、「我々」の課題を自習することがまず第一に必要であつた。第二にはひざをつきあわせて、相互の問題を提起し合い、これから作業を分担し合うことを期したのである。

アジアのUIMの中でも、日韓UIMはどの角度からみても、その活動において相互性と、そしてまた互の自立性、それに緊急性が看過されではならない。

一九七八年五月中旬の交流会は数人の訪韓が不可能となつたにせよ、今後の重要な布石となつたのである。そのまとめを公にすることは今までのお互の熱意の結晶であり、これから課題を模索していく歩みのとつかかりでもあると言うべきである。

わけても今回の計画に対する韓国UIMの大きな努力と深い配慮に感謝を覚えながら、できれば今後の交流の持続と、彼我における仕事の実質化を望んで止まない。

KUIM代表 三好 博

目 次

卷 頭 言	KUIM代表 三好 博
第一回日韓UIM交流会に至るまでの経過	編集部 2
現場研修	
A 永登浦UIMを訪ねて	大石嗣郎 4
B 仁川UIMに東一紡織の女子労働者を訪ねて	土肥隆一 6
C ソウル北部のトンウォル教会	菅原 勉 12
D ほほえみを消さない —— ソウル駅・舍堂洞地域 ——	伊藤義清 13
日韓UIM協議会	
1 「良きサマリヤ人」 (閉会礼拝説教)	朴炯圭 19
2 産業社会における現代宣教の課題	永登浦都市産業宣教会 趙之松 21
3 関西キリスト教都市産業問題協議会 (KUIM) の歩みと現状	荒川純太郎 26
4 韓国の労働問題	韓国都市産業宣教会総務 趙承赫 29
5 産業発展と公害	延世大学公害問題研究所所長 権肅均 31
6 日本の公害問題 ——川鉄の『公害輸出』を中心として ——	楠利明 32
7 あいさつ	韓国基督教協議会総務 金觀錫 35
8 韓国都市産業宣教の発展過程と現状	李圭祥 36
9 日韓UIM協議会・合意書 1978・5・19	ロン・藤好 41
10 「韓国で学んだこと」 (閉会礼拝説教)	42
● 多国籍企業について —— 日本と韓国の場合 ——	小柳伸顕 43
資料構成 —— 日韓UIM交流会後のこと	編集部 53
金浦空港でフィルム等、押収される	56
フィルム・文書等の押収に対する抗議の行動	58
資料	
1 「海外にいるみなさんへ」 1978・7・25	東一紡績解雇労働者 9
2 「海外にいるみなさんへ」 1978・7・25	仁川UIM 趙和順 10
3 「印明鎮牧師の逮捕が意味するもの」	永登浦UIM 15
4 『産業宣教は何をねらうか』 (洪志英著) 目次	20
5 清州UIMでのハンスト	47
6 記者会見・配布資料 1978・5・29	59
7 金浦空港税関長よりの押収品「送付状」	60
8 駐日韓国大使館よりの回答 1978・6・15	61
9 東一紡織女子労働者支援を訴えるビラ 1978・7	62
新聞記事	
1978・4・11 每日新聞 「韓国のカトリック司祭団・労働運動支援を表明」	53
1978・5・31 朝日新聞 「訪韓牧師らのメモなど押収」	57
1978・6・18 每日新聞 「豪州牧師を追放」	63
その他の	
永登浦UIMの「しおり」	16
日本側よりの参加者のリスト	46

第一回日韓UIM交流会に至るまでの経過

編集部

一九七三年
KUIM（関西キリスト教都市産業問題協議会）と韓国UIM（都市産業宣教会）との最初の出会いは、一九七三年二月、関西で開催されたNCC（日本キリスト教協議会）UIM主催の現場研修であった。その時、韓国UIMを代表して趙和順牧師が参加された。趙

牧師との交流はあったが両国UIMの交流にまでは至らなかつた。
UIM主催の全国UIM関係者会議に提案したが、この段階でも具體化されるには至らなかつた。

一九七五年
その後、一九七五年三月一日に発表された「民主救國宣言」および韓国政府当局のキリスト者弾圧を契機として、韓国のキリスト者の民主化運動に対する支援の必要性が真剣に討議され、資料集を編集発行する等の具体的な活動を展開した。

その支援活動の中で、特に関西においてUIM運動を担っているKUIMによって韓国UIMとの積極的な交流が企画されるようになつた。

一九七七年
一九七七年六月にKUIMの会議において、正式に日韓UIM交流会開催のために三名によるプロジェクト委員会が編成され、KUIM独自の企画として日韓UIM交流会を推進することが決定された。

同年九月に日韓UIM交流会開催のためにKUIMの研修会が京都において一泊二日でもたれた。この研修会で、一九七八年に第一回日韓UIM交流会を開くこと、その準備として一九七七年十一月にKUIM代表三名を韓国に派遣すること等が決定された。

この決定により、同年十一月、KUIMの三名の代表が訪韓し、ソウルで韓国UIM指導者と第一回日韓UIM交流会開催のための会議がもたれ、一九七八年に「第一回日韓UIM交流会」を韓国で開催することが合意に達した。

一九七六年

一九七六年五月に、関西UIMは、この交流がより全国的な運

り具体的に交流会のための話し合いがKUIM関係者との間になされた。

一九七八年

一九七八年一月九日に韓国側準備委員会より第一回交流会のプログラム草案が送られてきたのを契機にKUIMにおいても準備委員会が構成された。同時に日韓UIM交流会の日本側の窓口はNCC・UIMが担うことが決められ、またこのことがNCC・UIM委員会においても承認されるに至った。

その後、二月および三月の二度にわたって日本側の準備委員が訪韓し、ソウルで交流会のための両国準備委員による会議がもたれた。

この間、第一回交流会の準備は順調に進んでいたが、四月中旬、荒川純太郎が他のメンバーより先にビザ申請のために大阪の韓国総領事館へ出向いたところ、訪韓の目的、主催団体等について質問される等のトラブルがあつたが、後日、荒川についてはビザが出た。これは四月八日付の韓国のクリスチヤン新聞に第一回日韓UIM交流会がソウルで開かれることが報道されたことより韓国領事館筋が交流会のことを事前に察知していたためと思われる。

その後、大阪領事館扱いの大坂および京都在住の五人のメンバー（三好博、近藤善彦、小柳伸顯、柴田作治郎、平田哲）については、正式の韓国NCCからの招待状を受け、最初からUIM交流会に参加するとしてビザ申請をしなければならないことになった。五月に入つて正式の招待状とともに旅行社を通して申請したが、大阪韓国総領事館からの返事は遅れ、五月十六・十九日の交流会の開催が危ぶまれる事態となつた。

出発の数日前にきた韓国総領事館の回答は、我々が提出した招待状は韓国の公証人役場の証明がないので正式なものとは認められないでの公証人役場の証明した正式の招待状を再度提出するようになつた。

招待状に公証人役場の証明がなければならないというのはこれまでの慣例に反することで、これまで韓国で開かれた交流会等も公証人役場の証明のない招待状で充分であつたこと、出発までに再度公証人役場の証明する招待状を取り寄せることが物理的に不可能であることを考へると、これはUIM交流会に参加させないためのこじつけであったことがわかる。

大阪・京都以外の参加メンバーは、各々の韓国領事館に、「観光ビザ」を申請し、発給された。

このようなトラブルのため当初14人が参加する予定であった第一回目の交流会に参加できたのは、楠利明、菅原勉、大石嗣郎、伊藤義清（東京）ジョニー・B・ウォーカー、ロン・藤好、土肥隆一、飛田雄一（神戸）荒川純太郎（大阪）の九人であった。

KUIMの中心メンバーである大阪の五人が参加できることが確定的となつた段階で今回の交流会をするべきかどうかKUIMで論議したが、会議ができなくて現場研修だけというような不完全な交流会になるとしても現場を訪ね、現場の活動家と直接交流することは有益なことであると判断し、九人が訪韓することになった。そして、不充分かつ変則的になつてしまつたが、第一回の日韓UIM交流会が五月十六・十九日、韓国で開かれることになつた。

現場研修

五・十六～十七

A 永登浦UIMを訪ねて

大石嗣郎

B 仁川UIMに東一紡績の女子労働者を訪ねて

土肥隆一

C ソウル北部のスラムにあるトンウォル教会

菅原勉

D ほほえみを消さない——ソウル駅・舍堂洞地域——

伊藤義清

日本からの参加者九人は、五月十五日午後、金浦空港に着いた。当日は、ソウル道蜂区のアカデミーハウスで打ち合わせ等を行ない、翌十六日と十七日に、現場研修（フィールド・トリップ）を行なった。九人は二つのグループに分かれ、十六日は、A 永登浦（ヨンドンボ）B 仁川（インチョン）に、十七日は、C ソウル北部のスラム、D ソウル駅付近のスラムと舍堂洞（サダンドン）地域を見学した。A Cに参加したのは、大石嗣郎、菅原勉、J B・ウォーカー、楠利明、飛田雄一（楠は所用のためAのみ）の五名 B Dに参加したのは、伊藤義清、荒川純太郎、土肥隆一、ロン・フジョシの四名であった。

現場研修 A

永登浦UIMを訪ねて

大石嗣郎

ずしもスマーズではなかつた。私たちの宿舎の変更とか協議会のプログラムの内容の修正をほどこしたこととも記憶すべきことです。当

朴政権緊急令第九号発令の中にすっぽりと いう三十余年前の日本の戦時下に逆戻りした はまっている韓国の国情にふさわしく、到着 緊張の思いでの初日でした。その次に、この したその日が毎月十五日民防衛の日でした。 日韓UIM合同協議会が韓国の内外の情勢変 外国人も例外なくその日の訓練に参加すると 化のため今回の協議会のすべり出しはかなら

の第二日目に予定どおり行なわれることにな 初計画されておったフィールド・トリップは到着 り日本側は二班に分れ、一つの班は永登浦工 場地帯とその地区内に活動するUIMの人々 と親しく意見を交換した。今一つは仁川港湾

地帯とその地区内に活動するUIMとのそれでした。拙者は前者の班員の一人として視察見学した。ステイブというオーストラリヤ（濠州）の宣教師の案内により、話題にのぼった日本製の地下鉄車輛に約三十分間心地よくやらながら永登浦下車した後、付近一帯を見学した。ここは多国籍企業による大企業から中企業に亘たる工場が休まずに活気に満ちた操業をしていることは外部からの様子で略々察せられた。現にそのため日本国内の企業の大部分が生産カットを余儀なくされていることも聞いている。しかしその背後には、現



永登浦UIMのすぐ近くにある、
邦怀紡績（坂本紡績）の工場

地に参りますと色々と無理を強いられている点がうかがわれた。韓国の国民総生産（GNP）一、〇〇〇億ドル、そして輸出目標額一〇〇億ドル（実績一五〇億ドル）を達成することができている。資源が乏しく輸入に殆ど依存してこの二大目標を達成するために、労働者及び民衆に相当の犠牲と耐乏生活を要求されるを得ないことが説明を聞くまでもなく、私の肌で感ぜられた。聞くところによると、一九八〇年までに農村民の生活改善、国外旅行制限の緩和、テレビのカラーバー化と政府の施策が出される一方、国民一人一人がどれだけそれに耐えうるかという点にあるといふことである。そこで韓国教会の現況を分析すると、教会の規模が四万人から小規模で五〇〇人の会員を数える教会が、何も朴政権を刺戟するよりは協力すべきであるという者がいる一方で、UIM活動なくして教会に何ら存在意義を見出せないという者がいる。教会は勇気をもって民衆の側に立ち、或は労働者の代弁者になるべきではないかという立場をUIMが取っている。ですからこの問題を深く掘り下げて行くと、今日の日本の教会も多くの深刻な問題に気づかずに入っているのではないかということを知らされた。ただそれ

が韓国のように表面化していないために気づかずに過している感がある。



永登浦UIM事務所の前で、UIMのスタッフと。

同じ日の午後には同工場地区内の京水UIM



キヨンスUIMの安牧師(左はし)と女子労働者

群で日本の丸紅との合併会社の女子工員が休み明けで、楽しくしかも仲よくギターの伴奏に合せて韓国流行歌あるいは労働歌を歌っている光景は真に印象的でした。私たち日本のUIMは今後先づ韓国のUIMの情報を入手してそれを分析し、その国情にあいまつた助言をすることによって正に日本ではとても理解することの出来ない韓国の緊急事態を静かに見守る以外にないことを印象として感じて帰国した。つけ加えておきますが、私たちを案内してくれたオーストラリア宣教師スティーブ氏は一ヶ月後に、国外に強制追放されて自國に帰った。



「キヨンス都市産業宣教会」大石(右)と管原

現場研修B

仁川UIMに東一紡績の女子労働者を訪ねて

土肥 隆一

「いくら貧しくても、クソを喰って生きたことはない。」

られた人糞を吐き出しながら叫んだことばかりある。

Mの安光洙牧師を訪れたところに丁度、未組織女子労働者四十名の問題で安牧師が汗だくになって工場主とかけあって幾分かでも免職された女子労働者の退職金の交渉に当っていた。これは日本では一寸考えられないことで、多分韓国の牧師が社会的身分が高く、一般民衆に信頼を得ている点等から、あれだけのことが何ら憲せず出来、又工場主も無視することの出来ない暗黙の了解があるように思えた。約二時間の出来事でしたが、全部が一応解決して私たちが帰るまではその一群は居なくなつた。所が同じ屋根の下にもう一

これは今年の二月二十一日早朝、会社・官 全国纖維労働組合・東一紡績仁川支部。テ 憲一体となつて暴力集団を使っての組合破壊 トロン等化學纖維及びプリントを生産する大 にさいして、労働者(全員女子労働者である) 手に属する工場の組合である。一、三〇〇名 が全身にかけられ、耳といわゞ口にまで入れ

の従業員の内ほとんどが女子労働者(男子は

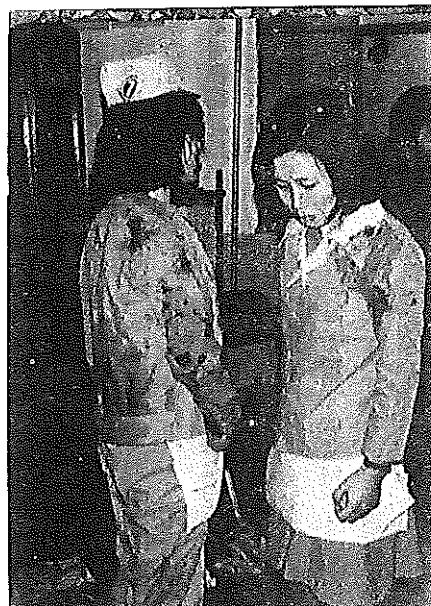
一七〇名)であり、その大部分が年少者達である。

一九七二年。長い間男性のみによる全くの御用組合であった同組合執行部に、韓国では初めての女性支部長を選出することに成功した。以来、続々と女性役員(支部・分会を含めて)が生れた。この画期的出来事はこの年突然出現したのではない。

一九六一年仁川に「基督教都市産業宣教会(UIM-Urban Industrial Mission)」が設立された。これは、この世に全く権力をもたないキリスト教の聖職者達を中心とする組織であった。彼等の関心は労働問題であり、変る。織維のゴミが舞う職場に集じん機が取工業化・都市化による人間疎外であった。四年間の実験的期間を経て労働運動に関わるいくつかの方針を決定した。労働運動を開拓するには自らも労働者となり、実際的に彼等の職場に入り彼等に関わっていくこと。産業宣教会を労働者教会と規定し、労働者信用金庫、医療組合等々を設立した。特に労働者の教育に力を入れ、「労働者の意識化」を深めると共に、労働法・労働運動論及びその歴史等を教育することにした。七十年に至り、特に女子労働者の育成に重点を移す。女性の人権・男女同一労働同一賃金等の諸問題を教育した。

「女性は国家と家庭の主人でなければならぬ」という彼女達のモットーは韓国のように大家族主義的社會にあって際立った主張であった。会社及び當局者に言わしめれば「国民学校(日本の小学校)程度の教育の女が、大學教育を受けた者に変貌するとはどうしたことが」といぶかしがるほどであった。

東一紡績に女子組合長が生れたその時から、会社による露骨な女性活動家の排除が始まる。しかし、彼女等によって、はじめて、組合らしい活動が始まられたと言つてよい。家畜小屋同然の宿舎がコンクリート建ての寄宿舎に変る。織維のゴミが舞う職場に集じん機が取付けられる等々。



1978年2月21日、人糞を投げつけられた東一紡績の女子労働者たち

「女性は国家と家庭の主人でなければならぬ」という彼女達のモットーは韓国のように大家族主義的社會にあって際立った主張であった。会社及び當局者に言わしめれば「国民学校(日本の小学校)程度の教育の女が、大學教育を受けた者に変貌するとはどうしたことが」といぶかしがるほどであった。

労働者を意のままにこき使はうために絶対にやることが出来なかつたのである。

二月二十一日、午前六時、三交代の深夜勤務を終えた女子労働者達は、当日行なわれるはずの執行部選挙の投票所に向つた。突然三千名ほどの男が現われ、めいめいにプラカードを持って「退去せよ、産業宣教」「趙和順(女工達を指導した中心的婦人牧師)」はアカム手袋をし、バケツを持って彼女達に襲いかかつた。これが人糞であった。彼女らにこれをあびせ、耳にも口の中にもおしこんだ暴挙であった。ついにこの日の投票が不可能にな

るばかりか、六年間に渡る彼女等の民主的組

合活動に終止符が打たれることになった。彼女達は直ちにハンストに入る。教会指導者達と政府及び大韓労働総同盟との交渉の結果、

すべてを二月二十一日の事態以前にもどし、労働厅の選挙管理のもとに公正な組合選挙を行ふことを約束した。しかし、会社及び当局はこの約束を破り一二六名の女工達を「無断欠勤」という理由で解雇した。しかもこれを

京畿道地方労働委員会が追認するという始末である。会社の生産を減少せしめ、輸出目的達成に支障を与えて「国威」を傷つけたとい

京畿道地方労働委員会が追認するという始末である。会社の生産を減少せしめ、輸出目的達成に支障を与えて「国威」を傷つけたとい



仁川UIMの2階で内職をする
東一紡績の女子労働者

うのである。

この日より彼女達は路頭に迷うことになつた。しかも彼女らのかなりの者が実質的世帯主として一家を支えているのである。それに

追い討ちをかけるごとく、彼女等の名前リストが韓国全産業を包括する大韓労働総同盟によつて全国の企業に配布された。これは再就職の道が全国的に閉ざされたことを意味する。

産業宣教会は今日、朴政権にとって最大の敵対勢力と目され、あらゆる活動が閉ざされつつある中で、一二六名の彼女等とその家族を支えなければならない。二〇年に渡る産業宣教会の歴史の中で最大のピンチに立たされているといわなければならない。

わたしたちはここに、単に韓国の労働運動が弾圧を受けているという認識以上に、彼女たちに人糞を喰わせ、生活の手段のすべてを奪ってしまうという、人間が人間として扱われていない、人間破壊の事実をここに見るのです。彼女らは今、いくつかの都市産業宣教会（カトリック、プロテスチント両方の）が持つ会館に寄宿し、内職等によりかろうじてその日の生計を営んでいるのです。私たちが産業宣教会を支え、明日の韓国を支える彼女

らのために手を差しのべることは、私達働く者、否人間として、海を越え、国境を越えて果さなければならない当然の義務であると思ひます。

愛するわが小さき娘たちよ

暁のような娘たちよ

わが民族の娘たちよ

君たちは人糞ではない

人間である

人間である

人間である

この地の人であり、この地の娘である。

団結せよ

団結して波打つ恐ろしい人となれ

恨みの歌を叫ぶ人となれ

勝利の歌を叫ぶ人々となれ

高 銀作詩 ^シ人糞 ^シより



UIM交流会後、東一紡績解雇労働者より送られた手紙。『韓国通信』34号より——編集部

海外にいるみなさんへ

また面識もない私たちのことには関心を持って下さるみなさんに感謝いたします。

きているこの世の中には、数え切れない程の事件が起こっているのであります。韓国の労働者教会に集う貧しい私たちは、働いて生きていかねばならない者たちが人糞を食べさせられて泣かねばならないようなことが二度とあってはならないと信ずるが故に、この事態を見過ごしにはできません。

できないようにと私たちの名前（住所、生年月日、住民登録番号まで）が全国に配られ、再就職が拒まれています。

いたが、それがするためには力を使わなければならないはずの、労働者の父のような役割をなすべき私たちの上部組織（全国織維労働組合）委員長金永泰の名前で、公式文書として発送されたということです。一〇〇億ドルの輸出をしたとは言うものの、私たち労働者の生活は少しも良くなつてはいません。逆に、人糞を食べさせられる労働者だけが帶を締め直して耐えるようにと強要されているのです。このような社会は是正されねばなりません。

すべての人間は、金のあるなしにかかわらず、神の似姿に造られたものであることを私たちは確信しています。しかし今の社会では、金持ちはあらゆる特権を享受し、金のない労働者たちは死を暗して

働いてもなお子孫代々みじめな暮らししかできないというのが現実であります。しかし、この現実を運命だとして嘆いてばかりはいられません。労働者たちも働いただけの正当な代価を得て、笑いながら生きていくことのできる社会を造るために、私たちは前進し続けるであります。

今度の事件で私たちの同僚八名が監獄に送られ、また私たちを支援して下さった多くの方々も監獄に送られました。職場復帰をあきらめてしまわない限り、私たちにも多くの困難が待ちうけていることをよく知っています。

私たちは、東一紡績に造られた不法な労働組合を認めていないので、解雇された労働者を中心とする新執行部を組織し、東一紡績支部臨時事務所を設けてその運営に力を合わせています。今、この時間にも暗い監獄の中で苦しんでいる私たちの支部長さんや同僚たちと、いつか再び会うことができる

この手紙をお受けになられた労働関係者のみなさんにお願いいたします。私たちの上部機関（労総本部組合、労働庁）に対し、私たちのように苦しむ労働者をなくすため、そして職場を失った私たちの職場復帰のために、本来の任務を全うするよう、書簡または電話で抗議していただきたいのです。

現場に残されている私たちの友人たちと共に手を握りあい、以前のように労働条件を一つ一つ改善しながら働くことができる社会、労働者たちも暮しを良くすることができる社会、そういうたたかいで作業が続けられるよう支援して下さるならば、この上ない感謝でございます。

こうしてみなさまに支援要請の手紙を差し上げておりますが、私たちは挫折せず最後まで闘い抜く

つもりであります。正義が勝利するという真理を信じ、一日も早く明るい光が照らしてくれるのを祈りながら、正義のため、真理のため先頭に立つことのできるものとなろうと心に誓っています。今まで支援して下さったように、今後も続けて関心をお持ち下さい。

協力して下さいますようお願いいたします。
主の恩寵がみなさまと共にありますように。ごきげんよう。
一九七八年七月三五日

資料2

（UIM交流会後、仁川UIMの趙和順牧師より
送られた手紙。『韓国通信』34号より—編集部

「海外にいるみなさんへ」

主の恩寵がお仕事の上にありま
けるものと信じます。
韓國二日丁守勤者

韓国七百万労働者は、未だに低賃金により生存が脅威にさらされ

に住む無学で、またそのために恨めしい目にあわされている勤労女性たちの問題に、今まで多くの関心と協力を寄せ下さり、深く感謝申し上げます。私たちの問題は私たち自らの力で解決しなければならないのですが、遠く外国にまでこうした支援を要請しなければならない事情を理解していただ

韓国七百万労働者は、未だに低賃金により生存が脅威にさらされ生活苦を強いられています。ところに、今まで養育してきた彼らの人権が最近一層抑えられていることは、すでに存知のことと思ひます。先般、仁川で起つた東二紡績事件の場合も、女性労働者たちは賃金の問題以上に、人間らしい待遇を受けられないという人権の問題で苦しみました。その間彼

- 女らは、多くの鬨いをなし、涙ぐましい苦難の歴史を積み重ねました。七八年のこの事件は、単純な労使間の紛糾ではなく、政治的介入がなされている事件であって、次のような三つの要素がからんでいます。すると分析することができます。

1. 民主的労働組合に対する弾圧

2. 宗教に対する弾圧

3. 女性運動に対する弾圧

実にこれは、宗教に対する弾圧であると見做さねばなりません。この間、仁川都市産業宣教会のみが弾圧されたのではなく、永登浦都市産業宣教会の印名鎮牧師も投獄されています。また、ずっと以前から勤労者たちは、JOC（カトリック労働青年会）や都市産業宣教会員であるということの故に、企業内部で甚だしい憎しみの対象とされ、昇給差別はもちろん、作業条件の悪い部署への移動などの差別待遇を受けて来ました。眞露酒造会社、泰平特殊繊維工業では、JOCや都市産業宣教会会員であるというこの故の勤労者たちが追い出された事例があります。このように、勤労者が都市産業宣教会に自由に入りきれないよう秘かに圧力がかけられ、その活動の制圧と弾圧が行なわれたのでした。

また、しばらく前から洪志英といいう人が今まで出版して（述）都市産業宣教会を国際共産党であると言いい、これに関係している牧師に対してもアカ攻撃を行なっています。これに対して政府は全く無関係であるかのように装い、これに抗議する宗教団体の建議とアピールに対し、何らの反応も示さないでいます。かたや洪志英は、各地域を廻りながら聴衆を強制的に動員して、講演会を開いています。

また、繊維労働組合の委員長、金永泰は、東一紡績から解雇された勤労者一二四名の名前を、国民党にばらまいたのですが、政府は

これを制止しませんでした。労働者たちが労働をなす生存権を剥奪するこのような行為が、現存社会問題として大きく提起されているにもかかわらず政府がこれを黙認し、ひそかに協力しているのを見る時、明らかに政府がこの問題に介入しているのを確認することができます。

またそれは、女性運動に対する弾圧であると見做されねばなりません。一九七二年に、韓国最初の労働組合女性支部長が東一紡績に生まれました。これを契機として多くの労働組合において女性部長が組合員多数の支持を得て輩出しました。そして現在では女性支部長が一〇名、女性分会長が五六名に達しています。今まで男性のみが支部長となりえた長い慣習と前例を覆して女性支部長を出した東一紡績では、その時点から会社と労働組合の間に多くの対立が起きました。そして自律的で民主的な労働組合活動を目指して、正し

く正義に基づいて事を運ぼうとする女性執行部の労働組合に対して、いろいろとこみいっているこの問題会社側は男性たちを買収してあらゆる妨害と弾圧を加えてきたのであります。このような深刻な事態にたち至っている東一紡績事件に対しても海外のみなさんの支援をお願いしたいと思います。

まず、そちらの労働組合に関係

しておられる方々、労総委員長または織維労組委員長のような役職にある方々が、韓国の労総委員長または織維労働組合委員長宛に、書簡または電話で抗議して下さればと思います。輸出企業である東一紡績会社社長宛にも事件解決のための圧力を加えて下さればと思います。

そして、宗教弾圧という問題から、そちらのNCCや教会が、韓国政府に対して異議を提起する書簡を送つて下さればと思います。

も、女性団体の代表のみなさんが協力して下さることをお願い致し

ます。そうしたお手紙により、いります。そこには他の会社にはいっているが、みんなの力を合わせることにより解決できればと願っています。最後に、心からお願い申し上げたいことがあります。現在韓国国内では、東一紡績事件の犠牲者に対する募金活動が続いている。このおかげで労働者たち自身の飢えの問題は解決されていますが、彼女たちは個人的に家庭が貧困であるため、その他の生活全般において多くの困難に出会っています。そこで一教会が一人の労働者を担当して、最低生活費月々四万ウォン（約一万六千五百円）ずつを支援する募金運動が展開されました。

一九七八年七月二十五日

韓国仁川キリスト教都市産業宣教会

総務趙和順

（注・20ページに洪志英の本の
目次が紹介してある一編集部）



要請されています。現在仕方なくひそかに他の会社にはいっている勤労者も何人かはいますが、賃金技術とは関係のない、力に余る仕事に苦しんでいます。終わりに、みなさんの切なるお祈りと暖い関心をお願い申し上げます。みなさんからのお手紙をお待ち致したいと存じます。神の御旨が一日も早くこの地の上に成し遂げられるよう切に祈り、改めて感謝申上げます。

ひそかに他の会社にはいっている勤労者も何人かはいますが、賃金技術とは関係のない、力に余る仕事に苦しんでいます。終わりに、みなさんの切なるお祈りと暖い関心をお願い申し上げます。みなさんからのお手紙をお待ち致したいと存じます。神の御旨が一日も早くこの地の上に成し遂げられるよう切に祈り、改めて感謝申上げます。

ソウル北部のスラムにあるトンウォル教会

菅原 勉

五月十七日の午前中、ソウル北部のスラム

ほど登るとトンウォル教会があつた。

にある韓国キリスト教長老会のトンウォル教会を訪れた。ソウル鐘路五街のキリスト教会から二台のタクシーに分乗して約二十分、スラムのある山のふもとについた。そこから上は道も狭く、傾斜が急すぎて車は入らない。道は長い間雨が降ってないからか、ひじょうにほこりっぽかった。

雨がふれば鉄砲水が流れるという道を五分ほど登るとトンウォル教会があつた。教会の建物はスラムの住民の家よりもみすぼらしく、強風にあおられれば飛んでいきそうな建物だけれども、スラムの中に根をおろし、スラムの住民と共に生きようとする愛が、門の上に立っている十字架から伝わってくるような感じだった。

教会の礼拝堂は、二三十帖ぐらいの広さで、ここに毎週日曜日はスラムの住民が四五十人集まって礼拝をしているという。文字どおりすき間風の吹く、オンドルもない礼拝堂なので冬は、大変だうと想像される。

教会のすぐ隣には、教会の仕事をしながら韓国神学大学に通っている神学生の部屋があり、そこでホ・ピョンソプ牧師と三人の神学生からいろいろな話を聞いた。

彼らの話の中で、一番印象に残っているのは、「イエスが、ガリラヤの地で抑圧され、

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

現場研修 D

ほほえみを消さない

—ソウル駅・舍堂洞地域—

伊藤義清



ソウル駅前スラム街のセンター前で。
左から■、田牧師、李牧師、伊藤

17日朝、メソジスト教会の田溶垣（チヨン

・ヨンファン）牧師の出迎えを受け、KNC
Cの事務所を出て、近くの地下鉄から四駅目、
ソウル駅前で下車。高層ビルの横の丘の上に
立つ、南大門（ナムデモン）教会の偉容を
横目でみながら、坂を登ったところにスラム
街があった。四帖半に二帖といつたらよいだ
ろうか、小さな部屋で、若者がマンガか何か
を読んでいるそばに、神学校を出てたての李相
允（イー・サンヨン）牧師が、あたたかく迎
えてくれた。

このスラムには約五百家族が住んでおり、
仕事は闇屋、売春婦を含め九十二種類に及ぶ

という。メソジスト教会が、この地域にかか
わったのは76年9月。Renewal Community
地域の変革が当然テーマになった。いまこの

センター＝李牧師は、カウンセリング、文庫、
子供会、聖書研究、礼拝、青年グループ……
などエネルギーに動いている。

しての主体性 ②機構の回復とでも言うのだ

ろうか。そしてこの①と②をあわせて求めて
いるという。自分たちがキリスト者であるこ
とと、この地域の変革とをあわせて自らの課
題としている李牧師に、ぼくは“*You are*
young active theologian (神学者)”
と語ったのだが、彼は照れながら“*Thank
you*”と笑った。

「こうした働きのなかから、新しくアジア
を、韓国をとらえ直すことによって、新しい
キリスト者が誕生してくるのではないか。」
とも言う。実存性と社会性の接点、土着化、
匿名化……いろいろ言葉を連ねることは容
易だろう。だがいま、このスラムで、現に、
若い一人のキリスト者が、摸索しつつ生き、
働いているさまは、何にも増してぼくらに課
題の重さを示していた。

田、李両牧師の案内で、次の目的地に行く
べく、ぼくたちは、このセンターを辞した。

路傍でたむろしているおかみさんたちが、あ
いさつをする。遊んでいた少年の頭に、李牧
師が手をやって何か二言、三言、少年は笑い

ながら返答している。次の子供会にくるかい、
と聞いていたらしい。言葉はわからないが、
このスラム街の人たちが、李牧師を受け入れ
ている様子は、よくわかった。

南大门（ナムデモン）の近く、ソウル東急ホテルの前で、タクシーをひろい、舍堂洞（スダンドン）地域へ。ソウル北東部の住宅地なのだが、新しい団地のような建物が、目下工事中で、活気を呈してはいる。だが道をへだてた山側中腹に、スラムがつづく。「団地には、収入がある程度以上ないと入れない、スラムの人たちには無縁だ」と田牧師。田牧師の声を聞いてスラムの一軒から、若い婦人が顔を出した。いま逮捕されているチヨン伝道師夫人だという。ソウル駅前の李牧師のセンターには、まだうすべりがしいてあつたが、そこにはそれすら全くない。ぼくらが訪れたのは陽の照るむし暑いひるだけだったが、厳寒のとき、とくに雨が降ってでもくれば、いつたいどうなつてしまうのか。想像を絶する住居がそこにあつた。「泥水のなかに辛うじて浮いているんだ」と田牧師は言う。チヨン夫人は町の中央、道にそったセンターに案内してくれた。十帖ほどのこの教会堂兼CS（教会学校）兼集会所で、舍堂洞地域のもよをとったスライドをみた。

改めて李牧師のいう二つの課題を、考えていた。そして、あえて感覚的な印象で言えばここでもチヨン夫人は、にこやかにぼくらに話しあげた。この極貧の中に生活し、夫は獄につながっているというのに、否、それだからこそ、にこやかに、やさしく応接する夫人に、と問いつめるひと幕もあつた。

ぼくらがみたのは、韓国の一断面、それもばくらは逆に励ましたのだ。

水原（スレウォン）に出発するバスに間に合わないから、と、早々に舍堂洞から都心へと向かった。

わずか半日の短かい時だったが、このフィールド・トリップは、ズシリとこたえる重い

時間であった。この極貧の中に生活し、夫は獄につながっているというのに、否、それだからこそ、にこやかに、やさしく応接する夫人に、と問いつめるひと幕もあつた。

ぼくらがみたのは、韓国の一断面、それもホンのひと駒にしか過ぎない。だが、たたかいを持続させること。状況がきびしければきびしいだけ、ほほえみを消さないことを、身をもつて示してくれた若いキリスト者のことを、ぼくは忘れるではない。



舍堂洞のスラム街



資料 3

印明鎮牧師の逮捕が意味するもの

インジンジン

(永登浦UIMのラベンダー氏が作成したものを現場研修の時うけとった。)
原文は英文。印牧師の第一回公判は、6月25日に開かれている。—編集部

個人的背景

印明鎮牧師は韓国長老派教会により任命された32才の牧師である。彼はUIMの仕事をまず73年4月の永登浦UIMから始めた。仕事の中には週一回の会合を企画して、若い労働者たちと小グループに分れて韓国社会における労働者の地位や権利について討論を行うことも含まれていた。労働者への深い関心を示したためか、彼は彼らの尊敬と愛をかちえていた。「UIMに来る前は自分だけのことしか考えずに生きてきました。印牧師の生き方を見、私も人のために生きねばならないと心に決めたのであります。牧師の考え方やふるまいは労働者に似ており、私たちは自由にものごとを話し合えるのです。」

逮捕の経過

印牧師が初めて逮捕されたのは74年1月17日のことで緊急措置第

1号によるものであった。彼は10年の刑を言いわたされ、また他の牧師数人と緊急措置1号を批判して宣言書に署名したかどで同じく10年の市民権はく奪を受けた。(緊急措置第1号では、大韓民国憲法の改造、又は廃止を主張、発議又是請願する一切の行為を禁じる、とする恩赦により釈放された。

この5月1日の逮捕は、さる4

月17日清州市で開かれた抑圧され

た労働者・農民のための祈とう会

での説教が理由である。政府は、

行

行動提案

印牧師の友人、並びに支援者は、信用組合のスタッフやメンバーをおどすために永登浦信用組合を特別会計監査にかけた。そして印牧師らを韓國信用組合法を破つたとして告訴した。

5月1日の逮捕の意味

この逮捕の意味を充分に知ることはできないが、韓国のUIMの

78年4月17日、
清州での説教の要約

説教の主題はミカ書2章から6章によるものであった。印牧師は、

生きんがためにやむなく盗みを働くにおどしをかけようとする政

府のより大きなねらいの一環と信じにたる理由がある。印牧師の言葉によれば、刑務所に入る以前にもより強烈な説教を行なつてお

かを聞いた。そして賄賂をうけと

る警察官や法律で保証されている

まともな賃金を労働者に支払わな

り、その意味で逮捕は彼個人に向

けられたものというよりはむしろ

教会の布教活動に向けられたもの

は最近おこった3人の子供を道づけにした女の人の自殺例につけられた。彼女の夫は綿維工場の労働者

M文書を工場労働者に無制限に配布していることからも印牧師の推測と一致する。

印牧師の友人、並びに支援者は、至急、韓国ソウル市鐘路区エンジ洞136-1-46、8階韓國長老派教会議神はいつの日にか悪を働く者に対する評価を下されるからである。

更に、各々の国の政治家に手紙を

出してUIMに

復を主張した多くの学生や教授を

宣傳し、八人の無実の人々に死刑を得るよう要求してほしい。

宣告を言いわたした人物である。

印牧師は、続けていつの日か神はこの世のあらゆる不正をとり除かることを、また、今のところ希望を失う必要はないが人々の基本的権利を取り戻すためにただ斗い続けることを人々に思いおこさせた。

刑務所に入る前に

テープに入れた伝言

逮捕される直前に、印牧師は同僚に向けて次のメッセージを録音しておいた。

思うに、警察がとつぜん清州での私の説教を問題にしたのは、当局が年内に是が非でも U I M を根だやしにする計画によるものである。私はその最初のねらいである。

우리는 뜨거운 삼정으로
구속된 인명진 목사와
근로자들을 위하여 기도
합시다.

PLEASE PRAY WITH A SPIRIT
OF DEEP CONCERN FOR OUR
REV. IN MYUNG-JIN AND WOR-
KERS IN PRISON.

구속자명단 PRISONERS NAME

인명진 In Myung-Jin

김정자 Kim Jong-Ja

김현숙 Kim Hyon-Sook

진해자 Chin Hae-Ja

장남수 Chang Nam-Soo

김복자 Kim Bok-Ja

정명자 Chung Myung-Ja

1978. 5.

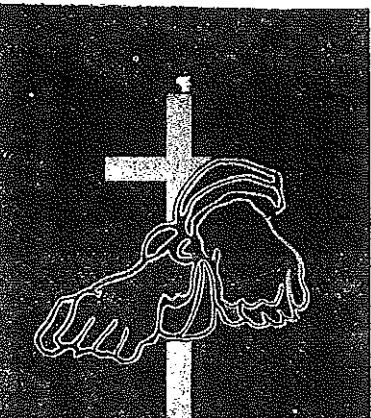
영등포도시산업선교회

YONG DONG PO

URBAN INDUSTRIAL MISSION

Seoul, Korea

印明鎮牧師ら逮捕された人々への祈禱と救援を訴えた
永登浦 U I M のしおり



私の逮捕は、まさに U I M への挑戦である。彼らは以前に私たちを何度も対立させようと試みたが、今回は最後のかつ断固たる挑戦である。皆さんにして同僚の皆さんに心配をかけて申しわけない。個人としては刑務所に入りたくないが、これは私に課せられた避けて通うことのできないつとめであると思う。

U I M が関する労働争議は全て勝つであろうし、また勝たねばならないという考え方は、聖書に基く私の説教を問題にしたのは、当局が年内に是が非でも U I M を根柢とする計画によるものである。私はその最初のねらいである。

こと以上の血と犠牲を必要とする

ことだ。韓国の教会が眞の意味で会社側の人々は私の逮捕のニュースを聞いて大喜びをするだろう。だからと

「ウォンバ」は現在労働運動の特徴的なシンボルであり、また最後で最も希望である。油断をせず熱心にグループ活動を続けて下さい。最後の決戦があなた方を待っているそこで私たちに勝つか負けるかということではなく威儀をもって闘うことである。刑務所の中では退屈しないで過ごすことができると思う。あなたと共にやつてき様々なことがらに思いをはせられるので。

協議会

日韓UIM協議会

1 「良きサマリヤ人」（開会礼拝説教）	朴 炯 圭	19	
2 産業社会における現代宣教の課題	趙 之 松	21	
3 関西キリスト教都市産業問題協議会（KUIM）の歩みと現状	荒 川 純太郎	26	
4 韓国の労働問題	韓国都市産業宣教会総務	趙 承 赫	29
5 産業発展と公害	延世大学公害問題研究所所長	權 蘭 勅	31
6 日本の公害問題 ——川鉄の「公害輸出」を中心として——	楠 利 明	32	
7 あいさつ	韓国基督教協議会総務	金 觀 錫	35
8 韓国都市産業宣教の発展過程と現状	李 圭 祥	36	
9 日韓UIM協議会・合意書 1978.5.19	ロン・藤 好	41	
10 「韓国で学んだこと」（閉会礼拝説教）		42	
● 多国籍企業について ——日本と韓国の場合——	小柳 伸顕	43	

〔編 集 部〕

日韓UIM協議会は、五月十七日午後から十九日朝まで水原のアカデミーハウス「明のための家」で開かれた。参加者は日本側より九人、韓国側より約二十人、計約三十人で、韓国人の参加者は、濟州島・釜山・龜尾・宋州・仁川・浦州・ソウル等各地から集まっていた。

十七日の午前中、二つのグループに分かれて現場研修を行なつた我々は、昼、再びソウル鐘路五街のキリスト教会館に集まり、午後専用のバスで水原アカデミーハウスに向つた。水原アカデミーハウスは水原市の郊外の、貯水池に面した静かな所についた。アカデミーハウスの入口の門のところには、当局の車らしい黒い車が協議会中止まつていたが、中まで入つてくるというようなことはなかつた。

アカデミーハウスは、良く云えは解放区、悪くいえば隔離された場所で、その中では自由に話すことができた。廊下には、民主回復を叫ぶデモや集会の写真がかざられていたし、会議を再会する時にはそのたびごとに全員で「WE SHALL OVERCOME（勝利を我らに）」を大きな声で歌つてから始めるという風だつた。

また、協議会の後、酒をくみかわしながら、夜遅くまで歌い舞い語る、かなりはめもはずした交流会をしたが、韓国のUIMの活動家のしたたかさ、あるいは底からこみあげているエネルギーのようなものを肌で感じた。

三日間の協議会の日程は、次のとおりであつた。

		5月17日	*
P M 3 : 30	—	P M 3 : 30	AM 8 : 9
P M 4 : 6	—	P M 4 : 6	AM 7 : 30
P M 6 : 7	—	P M 6 : 7	AM 6 : 30
P M 10 : AM 2	—	P M 10 : AM 2	AM 5 : 30
5月18日			AM 9 : 30
AM 7 : 50	—	AM 7 : 50	AM 9 : 30
AM 8 : 30	—	AM 8 : 30	AM 9 : 30
AM 10 : 40	—	AM 10 : 40	AM 9 : 30
AM 11 : 30	—	AM 11 : 30	AM 9 : 30
AM 12 : 30	—	AM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 0 : 30	—	PM 0 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 15	—	PM 3 : 15	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 30
PM 11 : 00	—	PM 11 : 00	AM 9 : 30
PM 12 : 00	—	PM 12 : 00	AM 9 : 30
PM 1 : 30	—	PM 1 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 30	—	PM 3 : 30	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 30
PM 11 : 00	—	PM 11 : 00	AM 9 : 30
PM 12 : 00	—	PM 12 : 00	AM 9 : 30
PM 1 : 30	—	PM 1 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 30	—	PM 3 : 30	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 30
PM 11 : 00	—	PM 11 : 00	AM 9 : 30
PM 12 : 00	—	PM 12 : 00	AM 9 : 30
PM 1 : 30	—	PM 1 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 30	—	PM 3 : 30	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 30
PM 11 : 00	—	PM 11 : 00	AM 9 : 30
PM 12 : 00	—	PM 12 : 00	AM 9 : 30
PM 1 : 30	—	PM 1 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 30	—	PM 3 : 30	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 30
PM 11 : 00	—	PM 11 : 00	AM 9 : 30
PM 12 : 00	—	PM 12 : 00	AM 9 : 30
PM 1 : 30	—	PM 1 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 30	—	PM 3 : 30	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 30
PM 11 : 00	—	PM 11 : 00	AM 9 : 30
PM 12 : 00	—	PM 12 : 00	AM 9 : 30
PM 1 : 30	—	PM 1 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 30	—	PM 3 : 30	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 30
PM 11 : 00	—	PM 11 : 00	AM 9 : 30
PM 12 : 00	—	PM 12 : 00	AM 9 : 30
PM 1 : 30	—	PM 1 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 30	—	PM 3 : 30	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 30
PM 11 : 00	—	PM 11 : 00	AM 9 : 30
PM 12 : 00	—	PM 12 : 00	AM 9 : 30
PM 1 : 30	—	PM 1 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 30	—	PM 3 : 30	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 30
PM 11 : 00	—	PM 11 : 00	AM 9 : 30
PM 12 : 00	—	PM 12 : 00	AM 9 : 30
PM 1 : 30	—	PM 1 : 30	AM 9 : 30
PM 2 : 30	—	PM 2 : 30	AM 9 : 30
PM 3 : 30	—	PM 3 : 30	AM 9 : 30
PM 4 : 30	—	PM 4 : 30	AM 9 : 30
PM 5 : 30	—	PM 5 : 30	AM 9 : 30
PM 6 : 30	—	PM 6 : 30	AM 9 : 30
PM 7 : 30	—	PM 7 : 30	AM 9 : 30
PM 8 : 30	—	PM 8 : 30	AM 9 : 30
PM 9 : 30	—	PM 9 : 30	AM 9 : 30
PM 10 : 30	—	PM 10 : 30	AM 9 : 30
PM 11 : 30	—	PM 11 : 30	AM 9 : 30
PM 12 : 30	—	PM 12 : 30	AM 9 : 30
PM 1 : 00	—	PM 1 : 00	AM 9 : 30
PM 2 : 00	—	PM 2 : 00	AM 9 : 30
PM 3 : 00	—	PM 3 : 00	AM 9 : 30
PM 4 : 00	—	PM 4 : 00	AM 9 : 30
PM 5 : 00	—	PM 5 : 00	AM 9 : 30
PM 6 : 00	—	PM 6 : 00	AM 9 : 30
PM 7 : 00	—	PM 7 : 00	AM 9 : 30
PM 8 : 00	—	PM 8 : 00	AM 9 : 30
PM 9 : 00	—	PM 9 : 00	AM 9 : 30
PM 10 : 00	—	PM 10 : 00	AM 9 : 3

「良きサマリヤ人」

(開会礼拝説教)

朴炯圭

今日わたしたちは、初めて日韓UIM協議

会を開いていますが、今、韓国のUIMが当面している深刻な問題が二つあります。その一つは、私たちの教会内部の問題です。

私たちの教会の内部で、都市産業伝道(UIM)が新しいクリスチヤンを作ったのか、新しいクリスチヤンを作るのに効果があったのか、いくら都市産業伝道に力を入れても教会には利益がないのではないか、というような批判があります。

もう一つは、外部からUIMに加えられているものです。それは最近、政府筋から『都市産業伝道はなにをねらうのか』というパンフレット(二〇頁、資料④参照)が大量に配布されているように、UIMは労働組合活動のようなことばかりして赤がかった運動ではないかという外部からの批判があります。

このような内外からの批判に対し最も大切なことは、UIMが目ざすところについて、かつた状態にあるから助けるというのです。

はつきりとした態度を持つということです。

そこでこの「良きサマリヤ人」の聖書の箇所ですが、クリスチヤンを多く作ることだけが宣教なのか、という問題です。

聖書の「良きサマリヤ人」の話の中で、私が注目していることがあります。それは、サマリヤ人が助けた人がどんな人か全く書かれていないうことです。ただ強盗にあつた人とだけ書かれています。クリスチヤンであるかそうでないか、良い人間であるのか悪い人間であるのかなど全くふれられていません。

ただ彼は強盗にあって死にかかっているという状態だけが記録されています。

それから、彼を助けたサマリヤ人がその人を助けた理由がまた全然書かれてないんですね。彼がそれからクリスチヤンになるから助けるとか、ユダヤ教に改宗するから助けるとか、そういうんじゃないくて、ただ彼が死にかかると、かかった状態にあるから助けるというのです。

韓國の大部分の教会といつてもいいと思いますけれども、あるいは日本の教会も世界の

いま韓国の労働者は不利な立場に立たされたり、その上、どのように不利な立場に立たされているのか労働者自身にもわかつていないという状況です。労働組合にしても彼らのために何もしてくれません。

わたしたちのUIMの運動は、このようないま韓国の労働者は不利な立場に立たされたり、その上、どのように不利な立場に立たされているのか労働者自身にもわかつていないという状況です。労働組合にしても彼らのために何もしてくれません。

もう一つは、UIMは共産主義だとかなんとか、外から言われていることですが、やはり、強盗にあつた人を見て見ぬふりをして通りすぎた祭司とかレビ人とかのような人は、現在のしくみをそのまま維持したい人、そのまでいいという人ではないかと思うわけです。

自分たちの利益だけを求めている人は、自分たちの利益だけ保障されれば、自分たちさえ安全であれば、他の人がどうなつたって全く関心がない。そして、そしらぬ顔をして苦しい立場に立たされている労働者のそばを通ります。

このように内外からの批判に対して最も大切なことは、UIMが目ざすところについて、かつた状態にあるから助けるというのです。

こういう風な状況の中で、韓日
の産業宣教にかかるものが共に
ここに集い、お互いの働き、また
お互いの痛み、なやみを分かちあ
う機会がもてたことを幸いに思ひ
ます。実りある協議会にしていた
れども、さうだらうと思ひます。
強盗にあつた人を見捨てた祭司や
レビ人のように、苦しい立場に立
たされている人のそばを通りすご
していきます。これは私たちに与え
られた宣教の使命であると考へて、
さマリヤ人のように手をさしのべ
ようとはしません。

資料4 「産業宣教は何をねりうつのか」

宗教問題研究會長 洪志英著

一九七七年十一月発行。UIMをつぶすために出された新規書版、二百ページの本。目次だけを紹介する。——編集部

日 次

まえがき

第一章 新しい共産主義

新しい共産主義 新しい神学思想というものの 共産主義の最大の敵

思想の四つの流れ
宣教||民衆宣教||社会変革運動
“この世のもの”と“あの世のもの”
キリスト教同監軍
其産主義の敵キリスト教
“社会救援”ということ
二つのキリスト教者

でたらめな人生
“新たな争い”
国家の上に共産党が
人間機械
労働者の最高の樂園、ソ連の実情

WCCの赤化工作
WCCとUNは異なる
第二章 産業宣教の正体
“都市産業宣教”というものの
いくつかの誤解

韓國上陸以前	労働組合の活動	共産党と労働組合	黄色組合と赤色組合	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
労働組合の政治活動	共産党的新らしい労組戦術	賃金の一律引上を	ルカ福音書4章18節	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
共産党的新らしい労組戦術	階級主義の神様	キリスト教の階級主義化	キリストはこの世に属しない	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
階級主義の神様	物質・精神・靈魂	キリスト教の階級主義化	キリストはこの世に属しない	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
第三章 意識化作業の實際	大衆の中に	キリスト教の階級主義化	キリストはこの世に属しない	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
産業宣教の韓國上陸	伝道と宣教	キリスト者を迫害する韓国	キリスト者を迫害する韓国	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
伝道と宣教	トラブルの始まりは65年	キリスト者の追放	キリスト者の追放	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
産業宣教の性格	産業宣教の明日	信頼されない米国大使	信頼されない米国大使	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
産業宣教の性格	伝道と宣教	金を受けとり使う味	金を受けとり使う味	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
産業宣教の性格	トラブルの始まりは65年	共産党的資金をつくる手法	共産党的資金をつくる手法	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
産業宣教の性格	産業宣教の明日	ただで外国留学する味	ただで外国留学する味	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
共産主義との関連性	伝道と宣教	小英雄心理	小英雄心理	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
民衆宣教といふこと	民衆宣教といふこと	女性をねらう	女性をねらう	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
モテク洞の永久革命論	モテク洞の永久革命論	第五章 われわれの姿勢	第五章 われわれの姿勢	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
神様の永久革命	神様の永久革命	労農同盟のはなし	労農同盟のはなし	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
意識化教育	意識化教育	足ふみならしての歌	足ふみならしての歌	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
階級意識修練学校	階級意識修練学校	おお／自由	おお／自由	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
行動的な宣教活動	行動的な宣教活動	人権回復	人権回復	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
第四章 階級闘争の手法	第四章 階級闘争の手法	民主化作業	民主化作業	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
不平分子を包摂する	不平分子を包摂する	われわれは正義派だ	われわれは正義派だ	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
善なる闘いを闘おう	善なる闘いを闘おう	資本主義は悪であるか	資本主義は悪であるか	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
安い労賃で	安い労賃で	人の性格が鍵	人の性格が鍵	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
韓国製品を買わない運動	韓国製品を買わない運動	韓國上陸以前	韓國上陸以前	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実
わなに陥らないようにしなければならない。	わなに陥らないようにしなければならない。	韓國上陸以前	韓國上陸以前	劳动者は國も手におえないといふが、ささいがごうの鳥に従えば理想と現実

「産業社会における現代宣教の課題」

永登浦都市産業宣教会 趙之松

日本の教会と韓国の教会の都市産業宣教関係者が、共にここに集まることができたことを非常にうれしく思います。この集りが両国のかなめをしてより効果的な宣教をする手掛けになることを確信致します。

この集会の主な目的は、両国の教会が経済発展による逆機能と経済成長の陰で陥れられている神の子たちにどのようにしたら正しく仕えることができるかを研究し、対策を立てることだと思います。私に渡された題目は、「産業社会における現代宣教の課題」です。

産業社会の特徴のいくつかを申しますと、大体、次のような点を上げることができます。会の労資関係は、お互いの利益が保障される

場合にだけ協力関係が成り立つという特性を知って後、宣教に臨まなければなりません。

第二の産業社会の特徴は競争社会です。時間の関係上、企業対企業、国家対国家の競争は省略します。ここで申し上げようとする点

は、労働者と中間管理職の競争関係と労働者は相互の競争関係です。競争関係を言い換れば、『対立関係』だと言えますが、対立は争いを起こし、争いには必ず弱者の犠牲があります。このようなスローガンこそは、現実化されなければならないのですが、そうなるにはあまりにも難しいスローガンです。なぜならば、企業は利益をえることを第一の目的としているためです。すべての人々が労働者を自分の息子や娘のように接するならば、それはすでに利益の追求を放棄した企業であるはずです。一日一二時間、徹夜で働くが、一週七日の労働をさせながら、どうして工場での働きを自分の家のように考えて働くことができるでしょうか。そして、一日二時間ずつ残業をさせておきながら、それに対する手当

はなくして卒業したら、会社の幹部として就職するでしょうが、そうなったら労働者をあまり酷使して困らせないようにと話しました。講義が終わってから、学生の一人が立ち上がり、「私は牧師さんの講義を聞いて大きな混乱を覚えました。私が習った学問は、どうしたらもっと労働者を強制してそれ以上の仕事をさせることができるかというものでした」と言っていました。

数年前のことですが、ある織物会社の一労働者を家族のように接していると言えるでしょう。産業社会は利益社会です。産業社会の特徴のいくつかを申しますと、

日一八時間労働の問題で、その会社の社長と話し、話をかわしたことがありました。私は

ではある程度の理解がいきますが、一八時間の労働を強要してはいけませんと強調しました。その時の社長の言葉ですが、絶対に会社の社長がそうさせたことはないと強調して私はその言葉を信じます）、現場の幹部たちが他の部門と生産競争をして、社長には秘密に一八時間労働をさせたようだと言っています。

結局、中間幹部たちの出世欲のために労働者が酷使されねばならない実情です。関係会社は、生産量を高めるために、労働者間の競争をさせているのです。永登浦のある会社は、新しく女工を選ぶとき、かけっこをさせるという話を聞きました。短時間により多く走つた人が採用されるのです。この競争で他の労働者を追い越さねば生きていけないのが現実です。経理社員を採用する時にも同様ですし、タピストを採用する時にも同じです。産業社会は、人間らしい所を見るのではなく、生産競争で評価するために、労働者たちが兄弟のように助け合い、お互に譲歩して生きてゆくことができないのがその特徴です。第三の産業社会の特徴は、物質主義思想です。人間の生命は天下をもらつてもとりかえ

すが、産業社会ではこの言葉は通じません。韓国の労働基準法を見ますと、労働者が工場の事故で死亡した場合、本人の日給の一〇〇〇日分の賃金に値する保障を受けることがで

きることになっています（労働基準法第八二条）。人の生命は、労働者だからといって企業の生命よりいやしいのではないというの

数百億円に値する工場を新しく建てる考え方をしており、もうひとりは借家を探す心配をしているのです。このように考えが違うのは、もちろん経済的収入と関係があります。ある財閥は一ヶ月一億円をもうけている反面、月三万円内外の賃金をもっている労働者もあります。このように経済的・社会的・精神的差が深い人々の集まっている集団が産業社会です。

では、教会が宣教的使命をもつてここに飛び込むなら、いったいどんな姿勢と方法が必要でしようか。私は数年間の産業宣教の経験を通して、ここにいくらかの意見を提示する次第です。ひとつは、教会は労資問題において中立的な立場に立つことができないという事実です。一部の教会の指導者の中には産業宣教会は中立的な立場で説教をしなければならないと忠告しながら、和解の福音を伝えようといふ人々がおります。しかし、私たちの教会が前例としてもつてゐる「中立」とか「和解」という概念は、大部分、双方の紛争に関与しないこと、そして紛争をしないという観念的な思想が濃いのです。私はそうは考えておりません。私たちのキリスト教の和解の本質は「均衡」であり「対等」であります。労

働者たちが企業家によって一方的に被害を蒙っているのです。このように考えが違うのは、教会が和解とか中立とかという立場を掲げて傍観するならば、これこそは教会も加害者であり、其犯だと断定せざるをえません。労資間の真実な和解のために、教会が抑圧を受けている者の側で働くかねばなりません。そうしてこそ、経済に正義を貫き、人間の尊厳を守るだけでなく、眞の和解と平等、そして平和が成し遂げられます。

自己の利益を目的とした異質的な人間たちが集まっている産業社会において、正義を具現させ、産業社会の平和を達成させるために何よりも労資の力の均衡が必要です。そして中立的な立場に立つことができないという事実です。一部の教会の指導者の中には産業宣教会は中立的な立場で説教をしなければならないと忠告しながら、和解の福音を伝えようといふ人々がおります。しかし、私たちの教会が前例としてもつてゐる「中立」とか「和解」という概念は、大部分、双方の紛争に関するならば、それこそまさに和解とか産業社会の平和とかという言葉は飾り言葉となってしまいります。われわれのキリスト教の最終的なとなる」という社会正義の原則が守られて始めるべきではありません。イザヤ書一章六十九節を見ますと、次のように言葉があります。「おおかみは小羊と共にやどり／ひょうは子やぎと共に伏し／子牛、若じし、肥えたる家畜は共にいて／小さいわらべに導かれ／雌牛と熊とは食い物を共にし／牛の子と熊の子と共に伏し／しあはるに戯れ／乳離れの子は手をまむしの穴に入れ／彼らはわが聖なる山のどこにおいても／そこなうことなく、やぶれることがない」。お互いに違う性質が、以上のようにひとつに統一されるためには「一章三節から五節のみ言葉の通り、神の公義が厳粛に存在しなければならないということを前提としています。すなわち「彼は主を恐れることを楽しみとして得た利益を公正に分配するようになります。労働者が弱いために勤労環境の改正を要求することもできず、また彼らの健康と福祉問題について何とも言えず、ただおとなしくしていることもできず、賃金の引き上げ闘争をすることもできず、また彼らの健康と福祉問題について何とも言えず、ただおとなしくしているならば、それこそまさに和解とか産業社会の平和とかという言葉は飾り言葉となってしまいります。われわれのキリスト教の最終的なとなる」という社会正義の原則が守られて始めて、和解と平和とが可能であるということ

です。

宣教の課題

まず、産業宣教の課題を論ずる前に、産業社会の問題と産業宣教の問題が何かを、簡単に整理しておくことが必要だと思います。産業社会の問題については韓国でも日本でもみな共通している問題があると思います。一番大きな問題を聞いてみると、第一はごく少数の人々による大多数の労働者支配であり、第二は企業の利潤または経済成長による分配が、労働力を提供している労働者に公正に分配されていない点であり、第三は、高度経済成長、生産性向上という経済発展第一主義によって、労働者が人間としてよりも生産の手段として取り扱われ、非人間化されているという点です。もちろん、このような問題は労働組合運動を通してある程度是正するとは可能ですが、労働者の団体交渉権と団体行動権が法によって制限されている韓国の現実では、労働組合に期待することはむづかしい実情です。武装解除をさせられたと同様な労働組合は、企業家の立場から見て恐れの対象になるはずがありません。労資の協調は当事者の対決と交渉と対話で成り立つのではなく

く、しばしば政府の決定に無条件に服従せねばならないという事情の下におかれています。一方、産業宣教をした場合にも、いろいろ非常に不足しています。大多数の教職者たちは労資問題を本で読んだだけであり、実際に体験する機会がありませんでした。そのため「産業宣教会はどうして労働問題において、多く労働の人々による大多数の労働者支配であり、第二は企業の利潤または経済成長による分配が、労働力を提供している労働者に公正に分配されていない点であり、第三は、高度経済成長、生産性向上という経済発展第一主義によって、労働者が人間としてよりも生産の手段として取り扱われ、非人間化されているという点です。もちろん、このような問題は労働組合運動を通してある程度是正するとは可能ですが、労働者の団体交渉権と団体行動権が法によって制限されている韓国の現実では、労働組合に期待することはむづかしい実情です。武装解除をさせられたと同様な労働組合は、企業家の立場から見て恐れの対象になるはずがありません。労資の協調は当事者の対決と交渉と対話で成り立つのではなく

ミナーや労働教育プログラムに参加する機会をもち、ある程度労資問題の性格を知っていますが、大多数の労働者たちは、まだ社会意識・組織意識に対しても敏感であります。韓国教会は先進工業国とは違い、労働問題に対する経験が非常に不足しています。大多数の教職者たちは労資問題を本で読んだだけであり、実際に体験する機会がありませんでした。そのため「産業宣教会がどうして労働問題において、一方的に労働者側なのか」と疑わしい態度を見せる人々が少なくありません。が、ひとつだけ自信をもって言えることは、教会の牧会をする方ならだれでも、労働者が当面している深刻な問題を直接聞くならば、きっと労働者のくやしいみじめな有様に怒りを覚え、どんなことでもせざにはいられなくなるということです。一日一八時間の労働を強制されながら、一週間に一日の休暇を要求したとして会社の幹部に呼び出され、解雇するとの脅迫を受けた労働者の叫びを聞いた人ならばだれでも、怒りを感じずにいられるでしょうか？教会は労働者の痛みをもう少し近くで皮膚に感じうる機会を探さねばなりません。

第一に、産業宣教に対する教会を挙げての理解のための適切なプログラムが必要です。工業国の場合に、労働者問題の重要性を、直接啓蒙するために、文書の製作を始めとして、各種の研究集会を全国の至る所で実施せねばなりません。特に、今日のように、産業宣教

に反対する宣伝が高調されている時こそ、かえって産業宣教が正しく理解される絶好の機会でもあり、むしろそれを逆に利用できるはずです。

第二に、教会は労働者たちが当面する經濟的・精神的苦難に対して、同情とか救済といふ以上に、参与することによって労働者と共に苦難を分け合わねばなりません。労働者の人間らしい生活を守るために、教会は殉教的な姿勢で厳肅に労働者問題を取り組まねばなりません。教会は、だれが何を言おうと、労働者たちに福音を宣べ伝え、労働問題、経済問題、社会問題、政治問題などについて啓蒙し、教育し、訓練しなければならず、どんな不正にも屈することのない義しい市民になるよう、すべての真心を献げねばなりません。そして、労働者たちが奪われた労働三権を取り戻すよう教会的な勢力を傾けねばなりません。

第三に、教会は労働者たちのくやしくみじめな訴えを探して、その実状を政府と教会と社會のすべての知識人と国民全体に知らせ、悪徳な企業家に対して法と社會の良心が許さないということを、はつきり見せねばなりません。労働者的人格の尊重ということも重要

ですが、労働者の権利と利益を奪うことはできないという社會的な体制も重要です。弱者を代弁して擁護せねばならないのは聖書の思想ばかりでなく、すべての人間の良心の基本的姿勢です。「教会がなぜ労働者問題に關係するのか」という一部の人々の批判に対しても、私たちは堂々と、自負して答えることができます。「それはキリストの命令だと信じているキリスト者の信仰のためです……」。

第四に、産業宣教のエキュメニカル運動が重要だというのは、私たちみんながよく知っている事実です。この間、韓国の産業宣教は連合という面においてはある程度成功していますが、未だ十分とは言えません。各地域の実務者たちは自分の地域活動にあまりに執着したため、他の地域の事業に関心を向ける余地がなく、連合的な宣教対策の貧しさをもたらしています。

また、宣教のための連帯は、国内だけでなく世界教会の連帯が必要です。お互いの経験を交換し、苦難を共に分かち合える国際的な次元の宣教政策が必要です。この間の外國教会の信仰による兄弟たちの関心と祈りを深く感謝致します。キリスト者はそれぞれ自分の

かしナショナリズムに縛られて、教会の世界性を忘却してはいけません。私たちはひとつ教会を信じ、ひとりの主を拝する信仰をもつて、共同の宣教戦略を立てねばなりません。

第五に、韓国の産業宣教は、現在多くの妨害を受けております。この数年間、企業家の私たちは産業宣教とカトリック労働青年会に関連した労働者を、陰に日なたに苦しめてきましたし、最近は産業宣教を批判する本まで出回っているのが実情です。神の宣教活動が人間の妨害で萎縮されることはないと、私たちが信じてゐるならば、教会はもっと積極的に産業宣教や都市宣教を拡張しなければなりません。確かに経済的な困難という壁によつて開拓が難しいのが実情ですが、各地域の実務者たちは（特に社会宣教協議会）各教団やNCCと緊密に交渉し、新しい実務者の訓練に関心をもたねばならないでしょうし、全国の都市に新しい産業宣教を設立すべく、進んで力

を出さねばならないでしょう。

第六に、韓国教会は、産業宣教を理解し、賛成している多くの教職者を持っております。ただ、今日の現実が横極的に、あからさまに助けることを不可能にしているということを理解せねばなりません。また、われわれの教

会は莫大な経済力をもっています。産業宣教
会は、この財政開発のために積極的に努力し
なければなりません。都市宣教会や産業宣教
会は、これまで海外教会の兄弟たちからいく
らかの経済的助けを受けてきましたし、それ
は困難な時期に多くの助けとなつたことは事
実です。われわれに反対する人々が、その資
金は共産党のお金だというような悪口を言っ
ていることは非常に残念なことです。このよ
うな謀略があるためではありませんが、いか
にしたらわれわれの教会の力でなしうるかを

研究し、その対策を立てることは、われわれ
の課題であります。

私は、これまで産業宣教に携わる中で考
えてきたいくつかの点を紹介しました。今後、
このような集りが継続してもたれ、私たちの
信仰を告白し、経験を交換しつつ、共同の事
業を推進できるようお願いするとともに、
日韓両国の教会が、アジアの労働者に神の福
音を伝えられるために大きな貢献をすること
ができるようお願いする次第です。

協議会3

関西キリスト教都市産業問題協議会

(K U I M) の歩みと現状

荒川 純太郎

関西キリスト教都市産業問題協議会 (Ka-
nsai Christian Urban Industrial
Movement) とは、関西における都

関西では各教派のグループが各々の領域に
於て協力しあい、その特殊性を生かし、かな
り専門的にキリストの証としての働きを行
つて来ている。そこでなんらかの都市産業社会

市産業社会にかかるキリスト教の運動体及
び関心をもつ個人が、各々の主体性をもちつ
つ、その働きを更に強化するために、相互の
経験の交流・連絡・協力等の諸関係を密にし、
必要に応じてプロジェクトを推進する団体で

ある。ある団体に呼びかけ、関西キリスト教都市産業協力会 (K U I M) が正式に発足した。

新しい時代に於るエキュメニカル運動の都
市に於る働きは、状況に応じてある場合には
一教派から、或いは二・三の教派の協力から
自然発生的に誕生して行く。はじめに各教派
の代表がバランスをとって集まってみても、
絵に画いた図式はうまく出来上がるが、内実の
ある活動は期待できない。しかし、幸いなこ
とに関西では右記の諸団体が各々の主体性を
もち、地域の状況と課題によつて、すでに多
種多様なプロジェクトを実行している。K U
I Mはその働きを更に強化するためにお互の
経験を交流し、連絡と協力関係を密にし、情
報の交換と共に課題の研究成果を紹介し合い、
各々のプロジェクトの推進を計ることをめざ

その結成準備会が一九七二年一月一九日に
大阪クリスチャンセンターで開かれた。参加
団体は関西労働者伝道委員会、韓国キリスト
教會館 (K C C) 、都市問題研究所、エキュ
メニカル団地問題研究会、基督教ミード社会
館、釜ヶ崎いこいの家、京都キリスト教産業
協議会、西陣市民センター、大阪キリスト教
社会館、Y M C A 、関西セミナーハウスの十
一団体であった。更に交通労働福祉センター、
神戸学生青年センター、Y W C A 、同志社大
学神学部、関西学院大学神学部、聖和女子大
学へも呼びかけてこの運動を拡大させる事に
なった。



中央が荒川、左に趙和順、趙之松。右は通訳の李国善。

内容は研究発表、講演、現場からの報告、各プロジェクトの検討と具体的な取組みなどである。この例会のためにも運営委員会が月に一度は必ずもたれている。運営委員会は京都、大阪、神戸の各代表に協力宣教師と事務局長を加えて8人で構成されている。

活動の第二は特別プロジェクトとしてもたれる現場研修である。東南アジア現場研修ツアーや、釜ヶ崎夏期現場研修（協賛）、釜ヶ崎越冬支援キャンプの三つがある。今回これに

日韓KUIM交流会が新しく加えられた。過去

二回にわたって東南アジア現場研修ツアーがなされ、草の根の活動家たちと交流が続けられてきた。その過程の中で、KUIMから人の牧師を今夏から東マレーシアへ協力宣教師として派遣するプロジェクトが生まれた。

また、都市産業社会に目を開かれ、積極的に活動して行くキリスト者を育てるべく「夏期現場研修」がいくつかの現場でもたれて來た。釜ヶ崎での現場研修に於て、問題が最も顕著な形であらわれてくるのは夏期よりも冬期、特に寒さが厳しくなり、仕事もなくなる年季から正月にかけての期間である事を学んだ。その中から「釜ヶ崎越冬支援キャンプ」が生まれ、すでに8回目を終えた。越冬支援キャンプは後述するが、全国から幅広い支援をうけ、具体的に多くの参加者を与えられ、

KUIMの名称は関西キリスト教都市産業協力会から都市産業問題協議会に変更され現在に至っている。事務局も一九七八年四月に東梅田教会から日本キリスト教団浪花教会に移された。

二、現状

参加団体は約20団体になり、他に個人参加も多數ある。主な活動は第一に毎月もたれている定例会である。各々の現場の活動を学ぶために、フィールドトリップを兼ねて会場はちらまわりでなされることが多い。例会の

何よりも釜ヶ崎の労働者と共に闘えるプロジェクトである。

他になされている活動は、スライド作製とその貸出である。現在「暗黒の中のキリスト者・金芝河」「川鉄の公害輸出」（フィリピン、ミンダナオ）「釜ヶ崎越冬の記録」の三本がある。特に「越冬の記録」は自分たちの手で作製したもので、約40分、100枚にまとめて見る人に大きな感動と、問題提起を与える。

三、釜ヶ崎と越冬支援キャンプ

東京の山谷、横浜の寿町とならぶ最大の寄せ場が釜ヶ崎である。大阪市の南・西成区にあり、その広さ〇・六平方キロの中に一万八千人とも二万人とも云われる労働者が簡易宿泊所（ドヤ）にひしめいている。物質が有り余っている豊かな日本に、年間三百人以上の行路病死者を出す釜ヶ崎という地域が事実として存在しているのである。釜ヶ崎の住民はそのほとんどが地方からやつて来た男性の単身労働者である。山谷ブルースにある様に、寄せ場の労働者なしにビルも橋も地下鉄も出来ないし、彼らの働きなしに日本の現代の資本主義社会は築かれなかつたであろう。不況下にあつて何よりも先に職を失うのは寄せ場の労働者であり、たゞ日本経済の安全弁と

して使われて来たのである。最も過酷で危険な現場で働く彼らは、人一倍肉体を早くすりへらして行く。

無理な労働、栄養失調、アルコールなどの故に健康を害する者や現場での事故によって障害者になつて行く者が多くいる。釜ヶ崎で最も大きな問題の一つは、このように働きたくても病気や身体障害をもつ故に働けなくなつた労働者の問題である。数少ない保障の権利さえ失つた彼らは、ドヤに泊る事も三度の食事をする事も出来なくなり青カン（野宿）する。そして彼らの生死が厳しく問われる時は冬場である。餓死、凍死、行路病死などと隣り合わせて、寒さの中で毎日たたかわねばならない。

KUIMは從来夏期に釜ヶ崎での現場研修プロジェクトをもつて來たが、生きて冬を越すための闘いに連帶するために、釜ヶ崎越冬支援キャンプをクリスマスから翌年二月末までもつ事になつた。食事を提供するための「炊き出し」や行政への働きかけ、募金活動、衣類、ふとん、毛布集め、凍死をふせぐための野宿する者への夜間パトロール、簡単な医療活動、衣類のバザーなどをを行つて來た。

ここにKUIM越冬支援代表のM牧師のレポート（77年春）を紹介して釜ヶ崎の冬の闘

いを知つていただきたい。

KUIMが企画してきた現場研修が発

た。更に「労働者学校」として新しいプロジェクトが企画された。

昨冬の越冬の反省は、労働者との交流が充分ではなかつたという点であった。

私たちの力量から云つて二ヶ月余の炊き出しをキチンと行うことで精一杯であった。「釜ヶ崎に入つて來た」という「緊張感」が余裕を持たせなかつたのかも知れない。

展示して、越冬支援をはじめて二回目を迎えた。この「支援」という言葉の理解もこの間私たちの中では問い合わせられ、とらえ直されきたようだ。私たちは釜ヶ崎の労働者との出会いの中で自己発見を余儀なくされて來た。實にあいまいに抑圧とか差別とか偏見とかを語り、なんとなく抽象的に終始して來た私たちの行動や論議が、具体的な出会いの中で明らかにされて來たようだ。そしてそれは「あの人たち」の問題としてではなく、実に「私自身」の問題として実感させられ、それが連帶の基盤となつて來たし、また同時に、私たちが共に解放されて行くたたかいのスタートでもあつた。

昨冬の越冬の後、識学学級をスタートさせた。これは、越冬期間中に配られたビラを読む事が出来ない労働者を知った事がその動機であった。同時に、これが労働者たちと私たちの具体的な交流の場となることが期待されていた。そして、それはまことに小さい交流の場ではあつたけれども、現在まで暖め続けて來られ

た。昨冬は、炊き出しが釜ヶ崎日雇労働組合（昨年越冬の後七月に結成）の手によつて行われる見通しがついていたので、私は「あの人たち」の問題と取り組むことにした。三百人にのぼる行路病死や六人に一人の割合で結核患者がいることや、内臓疾患の人たちが圧倒的に多いことなどを聞いていた。一体どのような医療体制になつてゐるのだろうか。この点をよく確かめてみたい気持があつた。何よりも死者を出さないと、これが最低のしかしさ面では最大の目標である。生命を奪おうとするあらゆるものとたたかって「春」を待つ、即ち仕事を獲得するというのが労働者自立の第一歩である。一日平均百数十名の青カン（野宿者）をパトロール

して廻ることは、これへの大きな支援になると考えた。

そしてこれも私たち支援者のためのものではない。労働者自身の自立のためにパトロールするという意義を大切にして自立を目指す労働者と共に行う計画をたて遂行してきた。このことは、交流という面で大きい進歩であったと思っている。

毎夜一時間半の道のりを肩を並べて歩きながら、仲間を求め、語り、助け合う作業を通して越冬のたたかいを考え、互の解放を考え続けた。

何人かの人たちが病院に送られ、今はお療養生活をしている。私たちは時々、時間を都合して病院を訪問し、療養している労働者たちとの交流を保つていている。その交流の中から、私たちは何を求められているのか、何を求めねばならないのかを少しつつとらえつつある様に思う。KUIMは多くの人たちの支援と協力で、なんとか越冬にかかわりをもちはじめることができて来た。釜ヶ崎に根をすえているエキュメニカルグループ「協友会」も着実にその働きを伸ばしつつある。昨冬の越冬以来それに参加したボラ

ンティアを中心として生まれた「釜ヶ崎地域問題研究会」は意欲的に問題と取組み始めている。この三者がそれぞれの個性を尊重しながら、よい協力関係を生み出しつつある。

そして私たちの要望に応じて、さまざまな支援をして下さった教会や団体や個人で、協議会4

韓国 の 労 働 問 題

韓国都市産業宣教会総務 趙 承 赫
チヨ シン ヒョク

韓国の労働問題についてお話ししたいと思

このような政策を政府が進めています。

いますが、日本から参加された方も二日間、現場研修されて、韓国の労働問題がどのようなものであるか想像できることと思います。

韓国の労働問題の第一は、物質・物量を過度に重視することからくる問題、言うならば、民衆を中心とした民主主義的方法をとることで

はなくて、エリートを中心としていることです。そして政府は、「発展のための開発」を

度に重視することからくる問題、言うならば、盛んに主張していますが、私たちのUIMは、政治哲学の問題です。

第二は、韓国の経済発展のモデルに関する

ことですが、ロストの学説を受け入れたとい

を指摘しています。

私たちは労働問題を民主主義の問題である

と見ていますが、政府は労働問題を政権的立場からのみ見ていています。ここに問題がありま

人の方々に、今回も心からお礼を申しあげたい。寄せられた一つ一つの支援は、寒い夜の活動に大きなぬくもりを与えていただいた。私たちは、これらの働きを通して教会とキリスト者が真に「地の塩、世の光」としての使命を果して行く希望を一層強くさせられている。

は、解決の方向に働くのではなくて、かえつてこれらの問題を深刻化させる方向に動いているというのが現状です。

このような状況の中でUIMがすべきことは、まず第一に、地域的に起っている労働者の問題を具体的に扱うことです。

第二に、企業というのは個人的企業ではなくて、構造的・経済的・政策的な問題が背後にあるのだから、UIMあるいは教会はそういうところに着目する必要があると思います。

第三にUIMは、労働運動の主体はあくまで労働者であることを確認し、牧師・教職者のための労働運動ではなく、教会に日曜日に通ってくる普通の信徒のための労働運動を展開しなければなりません。

今、UIMは、青少年と若い女子労働者を中心いて運動しており、それはそれぞれ大変重

大な問題ですが、韓国の労働者の平均年令が三十六才であるということを考えても、将来的には三十し四十代の壮年労働者の問題が重要なになるでしょう。

以上のようなことをすべてできなくとも、特に最後に指摘した壮年労働者の問題はUIMおよび教会が必ずたずさわらなければならぬ問題です。

労働者が社会的捕虜から脱して、眞に労働者としての人権が確立されるように力をあわせていきましょう。

協議会 5

産業発展と公害

延世大学公害問題研究所所長 権肅均
クォンスックピョ

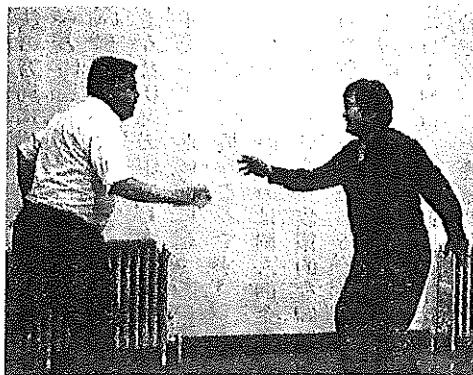
人口増加・都市化・産業の発展そして無秩序な消費の増大が自然資源の枯渇と環境悪化を促進しております。

現代の産業技術は能率と経済性だけを追求し、大量消費を強要していますので、生産のための資源の浪費と、煤煙・有毒ガス・粉塵・廃水・固形廃棄物の排出が増大し、その上、例をはじめとして、日本の四日市市、ニューヨーク市、ド拉斯市等で、暖房と産業工場から排出する煤煙により甚しい大気の汚染を

おこし、数百名が死亡しましたし、現在でもわが國の各都市と工場地帯から出る大気汚染は更に甚しくなっており、呼吸器疾患がひろがっております。

一方、都市化の現象は暖房施設からなる煤煙・住宅からの下水と汚物、自動車の排気を集中的かつ大量に排出しております。これらの大気汚染物が限定された自然の空間に無理無く放出されて、大気・土壤・海水の質を悪化させ、生態系の秩序を破壊し、動植物の生存・人間の生命と健康を脅かしております。

生物は与えられた環境条件に高度に適応します。



夜の交流会で踊る趙承赫氏。左は伊藤。

都市の下水・産業の排水・農耕地の地下水は河川・湖・海に流れて有毒な重金属・中性洗剤・酸とアルカリ・廃油・農薬・熱水が水質を悪化させており、このような汚染物が水中の生物を減種させ、また水産物とか農産物に有毒物が吸収蓄積され、人畜にも被害をもたらして来ており、農地に有毒物が蓄積され、農耕が不可能になる例が増加しつつあります。一九五三年から日本の九州水俣市では工場排水により一九六二年までに二二一名の有機水銀中毒者が発生し、そのうち約六〇名が死亡しました。また、それらの中毒患者のうちに二一名の胎児性有機水銀中毒者が含まれております。一九六一年にも日本の富山県神通川流域で鉱業排水のために三二〇名の方

ドニウム慢性中毒患者が発生し、世界をおどろかせました。一八九二年に発生したハンブルグ市のコレラの爆發的流行は約一万二千名の患者と約八千名の死者を出したが、その原因はエルベ河の汚染でした。

最近、世界各地で多くの死者を出している農薬中毒は食糧増産のために毒性と残留性が強い農薬を大量に散布することにより天敵が減少し、害虫の耐性が大きくなり、もつと毒性が強い農薬をもつと多量に、もつと頻繁に散布する結果だといえます。農薬の被害は農水産物にも及んでおり、それにより農水産物の斃死・減少が各地域にあらわれています。また、農作物・水産物の有害化は人や家畜に急・慢性被害となつてあらわれ、奇形・発がんそして遺伝的変異までも誘発する危険性があります。

このような公害は経済発展の副産物であり、環境を度外視した生産科学技術から誘発され

ドニウム慢性中毒患者が発生し、世界をおどろかせました。ですから、能率と物量を主とした經濟が発展すればする程、消費はより増大し、公害はより深化されると予想することができ

ます。自然の資源には限界があります。現在のような消費が持続される限り、浪費と環境汚染すべての自然資源は枯渇され、生物は生存することのできない状態に到達することは明らかです。自然を保存し資源を適切に管理するため、環境の価値を認識させる新しい教育と、環境を保有するための技術開発・社会制度の定立が時急に要請されます。そしてす

べての生産技術・開発・消費物資は、今後、それにより発生する環境への影響を未然に防止するために再評価されねばなりません。開発とか産業発展には大部分の場合、予測できない環境の変化がともなうため、これを最大限に防止し、人間の生活環境の保全を発展と調和をもつて維持しなければなりません。

協議会 6

日本の公害問題——川鉄の「公害輸出」を中心として

楠 利 明

はじめに
私自身これまで特に公害問題を取り組んで

きた訳ではないので、発題者としては全く不適当な者ですし、問題の重大さを考えあわせ

ると、荷がかち過ぎるという他ありません。しかし、私も一員に加えてもらっている集まりが長い間川崎製鉄の公害輸出問題を扱つてきており、今日はその方々から伺った話を私なりにまとめて発表し、発題に代えさせていただきたいと思います。

第二次大戦後の高度成長経済が必然的に生み出してきた公害は、60年代の中頃に入り全国各地で問題とされることとなった。19世紀の終り頃（明治時代）には既に公害被害が指摘されていたが、その種類・汚染地域・被害の規模等の点で現今的情况とは比較にならない。即ちそれに現在は一般化した、ということでもある。

広域化する公害に対して当然各地で反対の声が上げられた。先づ直接に被害者とさせられてしまつた人々の訴えがあり、そして公害地域住民による根強い反対運動がある。住民の関心と反対運動の盛り上がりに対し地方自治体及び政府は、もはや、知らぬ存ぜぬで通したり、誘致企業の利益のみを優先させることが出来なくなつていった。企業との間に公害妨止協定を結ぶ自治体が生まれたり、公害企業の進出を拒否するところなども、その結果として現われてくるのであるが、ここで簡単

に制定された。この年はまた、産業排水が原因とみられていた重大な疾患を、国・政府が公害病と認めた年でもあった（注1）。ところでの「防止法」は70年末に大幅改正され、翌71年6月と12月に、政令及び施行規則により更に強化された。規制の対象となる物質が増やされたこと及び硫黄酸化物の排出基準が厳しくされたことが特に注目される。

こういった流れの中から、71年7月1日、環境庁が新しく設置され、公害対策・防止策に当ることとなつた。環境庁の新設により公害問題がいくらかでも片付いたといふわけで

は全くないが、このことにより公害の発生と国の関わりが公的問題として提起出来るようになつたこと、そしてひいては渋々ながらも公害企業の側でいくつかの自主規制措置をとらざるをえなくなつたこと、の二点はふまえておく価値があろう。

東京湾の東側に位置する千葉市は、北九州市川崎市等々と並び称される重工業都市である。川崎製鉄（以下「川鉄」と略）と千葉市とのつながりは、県と市との誘致により千葉製鉄所が創立された一九五一年二月に逆のぼる。

（注2）以来25年以上にわたり千葉市民は、直接間接に川鉄から利益を受けている者も受けない者も、共に、大気汚染を主とする公

害に苦しめられてきたのである。

現在この川鉄を被告とする公害訴訟（あおぞら裁判）が起こされている。原告の一人は

言う、「（千葉）市議会の公害対策委員会を握り、市長を握り、千葉市の人口の7分の1を握つて、もうとにかく圧倒的な位置を占

めている川鉄（を相手に）、ややと反対の芽が出てきて、恐る恐る……やむにやまれず裁判にいったわけです。」（注3）

75年9月に第一回口頭弁論が開かれ、その

時、被告川鉄側から驚ろくべき弁明を聞かされる。「公害の主要発生源である焼結工場は千葉に増設せず、フィリピンミンダナオ島に建設中の焼結工場をそれに代える」従つて千葉市民が更なる汚染の可能性ということで騒ぐのはおかしい、という恥知らずな論法であった。この背景にあるのは、公害防止装置を規制通りに取り付けようとすれば費用がかかりすぎ、かといって取り付けなければ住民運動の反撃をまぬかれない——それなら住民が

声を上げられなくされているところへ行け、という単純かつ無責任な「公害対策」意識である。

歴史的に見てみると19世紀末にはすでに日本の鐵鋼業界はフィリピンから鐵鋼石を輸入する、という形で日比交渉があり、これは、フィリピンが米国の支配下にあつた時代、戰

中（日本軍の占領下）、戦後と一貫して続い
てきた。川鉄の前身川崎重工はこの恩恵に大
いにあづかり「発展」していったわけである。
日本の企業がフィリピンと結びつきを強め
るのはマルコス政権に入つてからで、その象
徴的なこととして、マルコス大統領の強権に
よる、日比友好通商航海条約批准がある（一
九七三年十二月）。10余年間、民衆の反対に
よつて批准が見送られ続けてきたいわくつき
の不平等条約である。その批准とは即ち、
日本資本による本格的なフィリピン侵略の開
始を意味した。早速年明けて74年1月7日、
田中・マルコス会談が行なわれ、ここで川鉄
のミンダナオ進出が取り決められた。8日後
の10日、藤本一郎川鉄社長の渡比（73年10月、
即ち条約批准前にも藤本社長は渡比しており、猛烈な反発が上つてゐるといふ。ミンダナオ
ここで露払いがなされたものと考えられる）、島の焼結工場もこのツバロン製鉄所計画との
関連において考へられてゐることであり、我
4日後の14日には、正式な機関である投資委
員会をだし抜く形でマルコスにより百分百川鉄
出資による焼結工場の認可が行なわれてゐる。ねばならない。日本で操業できなくなつた公
何とも素早い「協力」ぶりである。

さて、口頭弁論の席上川鉄のミンダナオ島
進出を公けに聞かされた「あおぞら裁判」の
原告団は、こうしてひとつつの事実関係
を明らかにしていった。そしてこれは、経済
協力を名を借りた公害輸出そのものであると
確信するに至つた。ここにおいてひとつの大

きな前進があつた。それは、「我々の町に造
つてもらつてはこまる、どこかへ行つてくれ」
といふ論理を頭から受けつけなかつたことで
ある。即ち、千葉でダメなものは、ミンダナ
オでも、どこでも許されるべきではない、と
いう理解である。「ミンダナオを第二の千葉
にするな！」という彼らのストーガンにはそ
の意味で明確な連帯志向がある。共斗する基
盤がここにある。

76年5月に、ツバロン製鉄所建設案が公表さ
れてゐる。川鉄、ブラジル鉄鋼公社、イタリ
ア鉄鋼公社の三社が共同出資してブラジルに
造船するというものである。これに対しブラジ
ル産業界から、「製鉄設備の国産化率（現地

調達比率）が33%と低いこと」を不満として
おわりに
ミンダナオ島における川鉄の公害被害の実
状については触れないできた。いろいろな團
体・個人が既に詳細に調査しつつあり、入手
可能であるとの事情の他に、公害問題を数値
で論ずること事体、敵の策策に陥いる第一歩
だと信ずるからである。統計で論じはじめる
と例えれば「本日の交通事故死一人」をいう表
示を見て無意識に「今日は少ないな」と思つ
てしまふ倒錯した世界に我々は否応なくひき
づり込まれてしまう。そういう倒錯がある
からこそ例えば「放射能汚染許容度・量」な

今年の夏までに、既に50人を超える公害患

者が千葉で亡くなつてゐる。正確には殺され
ている。最大の公害源といわれる焼結工場が

ミンダナオに進出して、今後どれ程の人達を

苦しめていくか、悲しい程に明らかなこと

ではないか。これに先立ち、工場建設のために

詐欺同様で土地を追い出され、都市スラムに

行くしかなくなつた漁民にしてみれば、それ

は直接には生活権・居住権の剝奪であつたし、

公害とは「大気を呼吸してはならず、水を飲

んではならず、戸外で目を開けてはならない」

という倒錯した世界、生存権を根底から脅か

すものであることは、日本でも海外でも、そ

して昔も今も変わりはない。

確信するに至った。ここにまじてことこのづ

々全じまこく

なことになってくるのである。直接の原因が

交通事故であろうと汚染物質であろうと、またナパーム弾であろうと、一人も「殺され

てはならないのである。自分が生きのこる

ために（川鉄の進出）、他人を踏みつけ（住民の強制退去・生産手段の剝奪・公害タレ流し）にしてはならない、という単純な事柄に目を開く必要があることを説かねばならない程、

公害企業の論理と倫理は逆立ちしてしまっている。そして現に、明白に踏みつけにしているという状況がある限り、先づ我々は一時も早く踏みつけることを止めさせる方に動くしか手の打ちようがないではないか。

注1. 5月、イタイイタイ病——神通川上流の三井金属鉱業神岡鉱業所のカドミウム；9月、水俣病——新日本窒素肥料（現「チッソ」）水俣工場のメチル水銀化合物・同9月、阿賀野川有機水銀中毒（第二水俣病とも呼ばれる）——昭和電工鹿瀬工場のメチル水銀化合物、がそれぞれ原因であるとの見解を示す。
注2. 川鉄は、50年8月、川崎重工から製鉄部門が分離独立する形で発足。
注3. 76年5月26日「川鉄のフィリピンの公害輸出を阻止する東京集会」での発言。

※資料は多くを反公害輸出通報センター、上智大学山田研究室並びに千葉公害塾発行の

協議会7

あいさつ

韓国基督教会協議会総務 金觀錫

キム・グワンソク

きのうの会議に他の用事と重なりどうしても抜けられなかつたため参加できずに申し訳ありませんでした。今日は少しお話しをすることがあり参りました。

それは今、UIM活動の中で最も重大なのはUIMと教会の関係をどのようにつくっていくのかという問題です。いくらUIMの実務者が一生懸命、犠牲的に働いても教会の理解を充分に受けているとは言えません。UIMとしては教会にUIM活動を理解してもらうためにパンフレットを作製・配布する等のことやる必要があります。

現在のUIMのもう一つの問題は、UIMの実務者どうしの連合ができるがっていないということです。これは人権運動についても言えることです。私は、実務者の「所有観念」のためであると考えています。



あいさつする金觀錫氏

韓国都市産業宣教の発展過程と現状

基督教長老教会産業宣教委員会云 李圭祥

韓国の都市産業宣教の現状報告を次のように分類し、お話ししようと思います。先ず発展の過程をお話しし、都市産業宣教の功績と誤り、そして歴史的意味を話すことによって現場と現状を報告しようと思います。

一 発展の過程

韓国の都市産業宣教の発展の過程を段階的に規定することは、宣教の内容や方法などを見ても、時期ごとに同じ面が共に混合しておけれども、便宜上三段階に区別してみるならば、以下のようになります。

1 初期（開拓期）—一九五七～一九六七年

初期の段階は開拓期、または産業伝道期と言えます。全国民の八〇%以上が農民であった当時の産業構造は、都市周辺に新しい工場

公式的な派遣以外にも、一九五九年清州の工場で働いているキリスト者数名が、工場生活の中でキリスト者としての姿勢を保つために、パン・オクスンという女子伝道師を迎えて礼拝をもち、それに清州市内の牧師たちが連合して支援することになりました。

A イエス教長老会

がだんだん建設されると共に、すべての生活構造に少しずつ変化が起り始めました。それについて伝道の面においても、このようない社会変化に対応して工場を訪問する牧会者が現われはじめました。これを産業宣教の発芽期だと見ますが、特に一九五七年を初期の始まりの年だとする理由は、この年に「労働社会の救いを目的としたカトリック労働者たちの宣教活動」として、カトリック労働青年会、カトリック労働壮年会が組織された年であるためです。

B 聖公会

これに対して、プロテスチアント側では、一九五八年に、米国の連合長老教会海外宣教部のアジア地域産業伝道担当牧師であるヘンリー・ジョンズ牧師の韓國訪問を契機として、イエス教長老会女子伝道会全国連合会において、その年四月にカン・ギュング伝道師を永

C 監理教

これは、仁川などの西地方の韓國機械、フンジンファーン紡織の二つの工場で、昼食時間を利用して礼拝をしてきながら、二人の牧師を中心にして組織された。

D キリスト教長老会

一九六一年九月—仁川産業伝道委員会組織。これは、仁川などの西地方の韓國機械、フンジンファーン紡織の二つの工場で、昼食時間を利用して礼拝をしてきながら、二人の牧師を中心にして組織された。

一九六三年—李国善牧師が仁川大成木材の厚生部長として就任。

がなされるようになりました。

この場合の方法としては、

A 弱者の側に立つということを広く知らせ、労働運動に参与するようになった。労働組合指導者教育を通して、指導者の養成と労働組合の組織、そして権益保障のための活動。

B 労働者の経済的自立と民主主義の訓練のための信用協同組合運動。

C 都市貧民の問題解決は、おのおのの力によってなされるようにするために、住民による組織の方法を使用 (Community Organization)。

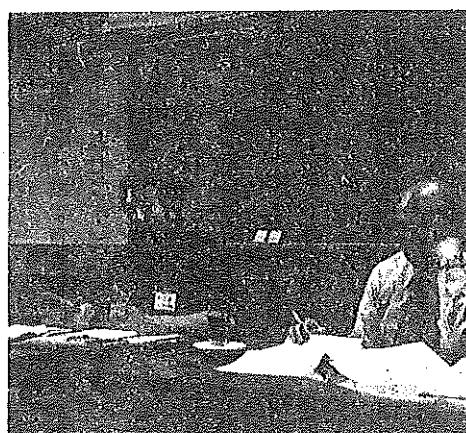
D 労働者である指導者と都市貧民地域の住民の中に指導者を探し、彼らが働けるよう教育し、協力すること。

E 労働者と都市貧民の権益保障のための直接または間接的な厚生。例として撤去民対策委員会の設立。韓國毛紡の労資紛糾に対する産業宣教チームの直接関与。

F 社会科学的方法論への新しい理解。

G 教会伝道の延長としてでなく、都市産業社会に向かう宣教的使命の遂行のための都市産業宣教の専門的実務者養成に主力をおく。以上のような方法を通して得たいいくつかの結論は、次のようなものである。(1) 労働者

が自身の意識による活動でなければならぬからを受難期と見るものです。以上のほか



報告する李圭祥氏

い。

3 現在（位置確保期または受難期、闘争期——一九七三年と現代）

この時期を、私たちは受難期と呼んでいます。なぜならば、一〇月維新以後、都市産業宣教実務者の大部分が、一、二回監獄に入れられたり、警察に連行され、調査を受けたりし、警察の監視と尾行の対象にならなかつた実務者はひとりもいないからです。例を上げてみますと、(1) 七三年四月、内乱陰謀罪として拘束された大部分が、首都圈特殊宣教委員会（現在の韓国特殊地域宣教委員会）の実務者と学生です。(2) 七四年一月緊急処置一

号を犯したのも、みんな都市産業宣教実務者です。(3) 現在も、イン・ミョンジン牧師、イ・ヘハク伝道師の拘束などの実例がよく語り合われています。

このようなことがどうして起こるのでしょうか？ 労働者、貧民の問題を構造的側面から見る実務者たちの宣教的姿勢と熱情が、國家安保と国民総和という点において問題になるというよう誤解されているためだと思いまます。このような現象のために、七三年度以降からを受難期と見るものです。以上のほか

結論は、次のようなものである。(1) 传教者

にも、

a 各地域の経営者の会による都市産業宣教の浸透に対する対応会議と都市産業宣教に

関連した労働者に対する迫害。

b "政治神学の論理と動態"、"産業宣教

は何をねらうのか?"、"産業宣教はこうだ"、

という題目の図書が官公署の積極的な支援の

もとで配布され、都市産業宣教の実務者を容

共視する。

c 七六年五月、首都圈特殊地域宣教委員

会の実務者と関連した住民を対象検査課に四

〇余日間も収監したことなど。

数多くの拘束と投獄と尾行と集会妨害とや

くざたちによる産業宣教事務所占拠などが受

難期であることを語っています。同時に

に、われわれはこの時期を闘争期とも呼びま

す。このような受難の中でも、われわれはわ

れわれの宣教的使命を遂行しておりますし、

この期間、多くの都市産業宣教会が労働者と貧民の事件に、直接または間接に関連されているからです。

いまでは、都市産業宣教が韓国教会だけではなく社会的にも好むと好まざるとにかかわらず、ある位置を確保していることを感じます。

(6) 労働者と貧民の権益保障活動(七四年

教会と社会の中でどんな成果と誤りを残して

きているでしょうか。

(7) 既成労働組合の健全な育成と協力。キリスト教に対する新しい理解を、知識人、学生、労働者に与えた。

(8) 民主主義のための努力に寄与。

(9) 民権運動に寄与。

二 功績と誤り

1 功 繢

(1) 労働者と貧民のための教会設立(同人

教会、同月教会、愛の房教会、ひとつの芽教

会、カルバリ教会、希望教会、韓民教会のほ

かに七八年末まで三、四ヶ所の新設教会計画)

(2) 伝道活動(例、七四年度に同人教会の

延べの礼拝参加者人員が一万八三五三名、仁川労働者教会が二九〇〇名、カルバリ教会が

五四〇〇名)。

2 誤り

(1) 一五個の地域委員会が韓国都市産業社

会の全体的問題を度外視して、あまりにも自

己中心的ではなかったか(この評価は、非キ

リスト者の言葉)。

(2) 都市産業宣教の熱情のために、労働者

や貧民の主体的自発性を喪失させてはいな

い。

(3) 福祉活動

(4) あらゆる種類の労働者と貧民のための

教育(七四年度総計、一四〇〇余回に八万余

三 歴史的意味

(5) 労働組合組織(七四年度、労働組合総連盟傘下二万余名の労働者が労働組合を組織したため、都市産業宣教に直接または間接に協力する組織内の組合員数が一万六〇〇〇余名にいたる)。

(6) 韓國の近代化の流れの中で非人間化されているすべての要素と、苦難の中から脱出

しようとする出エジプトの役割。

(2) 都市産業宣教の実務者の苦難と犠牲を

通して、キリストの証言が宗教と愛と環境と労力を超越して多様に波及された。

(3) 西欧の神学でなく、韓国神学樹立の実証的証人として生きていこうとして努力している。そして、韓国の土壤の中に深く根を下ろそうとしている。

(4) 解放以後、政治と野合してキリスト教の威信を二重人格に転落させ、金持ちと野合して民衆を疎外させたキリスト教の威信を新しく回復し、尊敬をもたれるようになっている。

(5) キリストの苦難に対する神学的理解を体で感ずることができた。

- ① 仁川都市産業宣教（基督教長老）
- ② 基督教都市産業宣教会（仁川、監理）
- ③ 永登浦都市産業宣教委員会（イエス長老）
- ④ 永登浦都市産業宣教会（監理）
- ⑤ 京水都市産業宣教会（監理）
- ⑥ 東ソウル都市産業宣教会（監理）
- ⑦ ソウル東部都市産業宣教会（監理）
- ⑧ 韓国特殊地域宣教委員会（ECC）
- ⑨ 監理教都市宣教会
- ⑩ 清州都市産業宣教委員会（イエス長老）

四 宣教現場と現況

1 都市産業宣教機構

第一表 実務者全体の数と地域的現況

地域別種別	ソウル	安養	仁川	清州	龜尾	釜山	済州	光州	その他	宣教師	計
産業宣教	24	2	8	2	2	1		2		1	42
都市宣教	9						1	1	4		15
計	33	2	8	2	2	1	1	3	4	1	57

注1. 都市産業宣教の専任実務者だけを記す。

注2. J O C の場合閻士が全国に 5,000 名

注3. 各機関ごとにボランティヤ実務者又はパートタイマーがおり、その数約 40 名。

第二表 教団別実務者の現況

教団別種別	カトリック	監理教	イエス教長老会	基督教長老会	その他	計
産業宣教	4	14		10	14	42
都市宣教		5		1	9	15
計	4	19		11	23	57

第三表 実務者の実務経歴

年数	2年以上	3年以上	5年以上	7年以上	10年以上	計
人數	31	6	4	7	9	57

⑪ 光州都市産業宣教（基督教長老）

⑫ 釜山都市産業宣教委員会（基督教長老）

⑬ 基督教長老教会産業宣教委員会

⑭ J · O · C (カトリック労働青年会)

⑮ 光州都市産業宣教（基督教長老）

⑯ 釜山都市産業宣教委員会（基督教長老）

⑰ 基督教長老教会産業宣教委員会

⑱ 延世大都市問題研究所

⑲ 勤労者伝道会

⑳ 韓国教会社会宣教協議体

㉑ 産業問題研究会

㉒ クリストチャンナカデミー

㉓ 勤労者伝道会

㉔ 勤労者伝道会

㉕ 韓国教会社会宣教協議体

㉖ 勤労者伝道会

㉗ 勤労者伝道会

㉘ 勤労者伝道会

㉙ 勤労者伝道会

㉚ 勤労者伝道会

㉛ 勤労者伝道会

㉜ 勤労者伝道会

㉝ 勤労者伝道会

㉞ 勤労者伝道会

㉟ 勤労者伝道会

㉛ 勤労者伝道会

㉜ 勤労者伝道会

㉝ 勤労者伝道会

㉞ 勤労者伝道会

㉟ 勤労者伝道会

㉜ 勤労者伝道会

第三表参照

2 実務者全体の数と地域的現況

第一表参照

3 教団別実務者の現況

第二表参照

4 実務者の実務経歴

協議会9

「韓国で学んだこと」

（閉会礼拝説教）

ロン・藤好

私は韓国から多くの事を学びました。今日はそのひとつをお話したいと思います。

文益煥先生は有名な神学者ですが、文先生は貧しい人々と出会った時、ほんとうにクリスチヤンになつたと言っています。貧しい人々と出合つた時、神さまと出合つたと言っています。

文先生は韓国神学大学を解職された時他の先生と一緒にガリラヤ教会を作りました。このガリラヤ教会はエリートの集まりでしたが、ガリラヤ教会のメンバーは、ほんとうにきた

※ 都市産業宣教は二十年の歴史をもつていて、退職した実務者の数が五十名をこえる。現在二名は海外留学中、二名は拘束中、そして一名は逃亡中である。

文益煥先生はその時、警官隊によつて便所にほうりこまれた十字架を自らとりだし、洗つて頭の上にかかけました。文先生はこの「事件」以来、運動を外からみるのではなく、直接かかわりだしたのでした。昨年の「三・一宣言」の署名者に加わったのもそれからあとのことです。

クリスチャンにとって聖書を勉強してから貧しい人を助けるというのは、必要なことはありません。貧しい人と出合う時、貧しい人々と共に運動している時に神に出会います。これがクリスチャンです。

私はこのような信仰を韓国から学びました。



1978.4.17. 清州ハンスト支援の集会に参加した文益煥氏（ヒゲの人）

協議会10

日本・韓国 UIM 協議会合意書

日韓両国のUIM(都市産業宣教)委員会は、1978年5月17日より19日にわたって、韓国クリスチャンアカデミー・スウォン社会教育院においてUIM協議会を開催した。この協議会は、両国NCCが過去4回にわたって重ねてきた教会協議会の内実を引き継ぐものであり、また、より具体的、専門的分野である都市産業社会にあって働いている両国教会の宣教実務者の集まりでもあった、という点で意義深いものである。

私達日韓UIM実務者のうち、日本代表については5名がビザの関係で、また韓国代表についてはイン・ミョンジン牧師が拘束により、イ・チャンボク先生は検事局による尋問のため、それぞれこの協議会に参加できなかった事実を私達は遺憾に思うものである。

私達日韓UIMは、現代における都市産業宣教の課題として、多国籍企業、労働、公害等の諸問題を中心に、両国のかかえるいろいろな問題に関し、経験交流を通じて忌憚なく協議ができた。

日韓UIMが現実的な課題としている次の事柄に対して私達は深い関心をもち、協議し、この問題の解決のため両国UIMは最善の努力を払うこととした。

1. トンイル(東一)紡織工業KKにおける労働者の集団解雇事件と、それにともなう労働者拘束事態。
2. ヨンドンボ(永登浦)UIM実務者であるイン・ミョンジン牧師の拘束と、同UIM信用組合事件。
3. 日本の釜ヶ崎における労働者たちの困難な実態。
4. チョンジュ(清州)UIMで断食している労働者、農民たちの実情等々について。

また一方、私達の都市産業宣教は、都市化工業化する社会にあってイエス・キリストの命令に従い、人間の救いのために宣教している活動であるにもかかわらず、韓国においては現在、そういった私達の活動を当局者は誤解しており、そして一部の意図的な人達は私達の宣教活動を共産主義活動云々と中傷しているが、このことに対して私達実務者は、それらのがん迷な諸氏に強く抗議すると同時に、この様な宣教活動の妨害に対しては今後とも強力に対処する旨協議し合議した。

此度の協議会を通して私達は、日韓両国教会の直面する宣教的課題に関し、より具体的、実際的、専門的な協力を推し進めるため、(仮称)日韓UIM協力委員会を組織した。両国UIMの将来の発展のため、相互に緊密な関係を保ちつつ、具体的実際的諸問題に対して、キリストにあって強い連帯意識をもって相互に協力する事を決意した。

1978年5月19日

韓国・スウォン

日本・韓国UIM協議会

多国籍企業について

—日本と韓国の場合—

小柳伸顕

(ビザが発給されなかつた小柳が協議会で報告する予定であつたものである) 編集部

はじめに

ここでは、多国籍企業一般を問題にするのではなく、日本と韓国との関係で多国籍企業について考えていきたい。

多国籍企業を要約すれば、資本の輸出ということにまとめることが出来よう。資本を受け入れる方から言えば、外資導入ということになる。したがって、日本と韓国間の多国籍企業の問題は、日本の外資が韓国の中どんな役割、どんな結果を生み出したかを明らかにすることにある。韓国側から言えば、外資導入は、韓国の人々、とくにその外資系企業即ち日系企業で働く労働者にどんな結果をもたらしたかを明らかにすることになる。

ただ方法として、理解を助けるために、單に韓国の例のみならず、広く東南アジア諸国の場合や香港、台湾の例をも持ちだしたい。

1 韓国の外資導入

外資導入の目的は言うまでもなく、国内資

本の不足を外資によって補い、(一)高度経済成長を達成する (二)経済の自立化をはかる (三)重化学工業化をはかるといった韓国の経済政策と深く結びついている。もっと端的に言えば、重化学工業政策のために外資の手助けをかりると言うことが出来る。

韓国の外資導入についての歩みは次の通りである。

一九六〇年 外資導入促進法

一九六二年(1) 外国借款支払保証に関する法律。

(ロ) 資本財導入に関する特別措置法。

2 外 資 導 入

なぜ日系企業は韓国に進出するのか。換言

すれば、外資導入には、どんな特典があるのか

かということもなろう。

その前にまず、韓国の外資導入法に言う「外

資」についておさえておきたい。

一九六六年 外資導入法。
一九六九年 IMF勧告により外国人投資をうけ入れる。
一九七〇年 外資導入のための法律の整備
一九七三年 外資導入法の改正。
一九七四年 外資投資基準の引きあげ。

この年表からも理解できるように、外資に対する積極的な政策がとられたのは一九六〇年代に入つてからである。

とくに、一九六六年の外資導入法の成立は重要である。一九六五年の日韓条約と深く関係している。極論すれば、日韓条約が、一九六六年の外資導入法を必然的に生み出したとも言える。というのは、外資つまり日本資本の韓国進出(侵略)を前提にしたとき、はじめて日韓条約に言う「韓国の安全は、日本の安全」という意味が明らかになる。日韓条約を熱心に促進した人が、言うまでもなく、あの朝鮮戦争でその資本と企業を大きくした人たちであることを考え合せると、「韓国の安全」全は、日本の安全」の意味は、韓国の安全にとって不可欠だということであつて、韓国の人々の平和を願つての発言では決してない。

と考えている。つまり、多国籍企業というと
きこと韓国では、これら四種類の要素の一つ
でもが企業に関係していれば、外資導入とい
うことになる。もちろん、外国資本（日系資
本）それ 자체は言うまでもない。

(一) 外国人投資
(二) 技術導入
(三) 現金借款
(四) 外国人からの資本財投入——商業借款

さて、これらの外資に対してもどのような特
典が用意されているだろうか。もちろん、外
資といえども資本の論理が貫徹されないとこ
ろへは、のこのこ出かけていかない。うまみ
があればこそ、海を越えて行くのである。韓
国では次のような事が、特典とされている。

(一) 合併投資事業の優先、租税上の特典。
つまり、日系資本と結んで企業を起す場合に
は、他のどれよりも優先するし、また税制上
の優遇もうけられるということだ。たとえば、
馬山輸出自由地域へ進出した企業▽などは
この特典に十二分に浴している。

(二) 投資手続きの簡素化——民族資本を育
てようとすれば、表面的に外資導入を言つ
ても厳しい条件で、投資を実質的には不可能に
するものである。

ここまで言われたら、資本を投下しない方
がおかしい。日系企業が、指をくわえてじつ
としていることなど考えられないということ
である。

その証拠は、日本の資本投下をみれば一目
瞭然といえよう。パーセントは、外資にしめ
る日本資本の割合である。特にオイルショッ
ク以後の急激な成長は、驚きよりも、韓国人
にとつては「恐怖」でなかろうか。

アメリカ 一件あたり 一六三万ドル

進出企業総数 一二二件
西ドイツ 一件あたり 九三万ドル

進出企業総数 一〇件
日本 一件あたり 六〇万ドル

進出企業総数 七八四件
一九七〇年 二四・二パーセント

ところで、どんな種類の企業、すなわちど
のうな部門への投資が行われているだろう
か。次のパーセントからもあきらかなようだ
が、労働集約的業種に集中しているといえよう。

一 繊維部門 一九・五%
二 觀光部門 一六・九%
三 電機部門 一六・一%

上位三位で五二・五%と半分以上をしめて
いる。この労働集約部門への進出もさきにふ
れた中小企業部門への進出と深く結びつい
て、外資の規模はどうであろうか。日本
の投資規模は、一件あたりでみると、アメリ
カ、西ドイツに比して一段と低いことがわか
る。これはまた、日系企業の多国籍企業は、
中小企業が多いという証拠もある。この意
味についてはのちほど説明する。

3 外資導入の特典は日系企業——日本の
資本投下に何をもたらしたか。
日本企業（日系資本）は、外資導入の特典

するものである。

を十二分に利用し、まず、工場を建設し、原 料材や部品や半製品を輸入というかたちで無 税で導入し、低賃金で最終加工し、輸出とい うかたちで日本へ持ちかえり、日本で販売す るということをして來た。つまり、韓国を低 賃金目あての徹底した下請け工場としてしま ったことである。したがって、日本では成立 しないような中小企業が、韓国へ進出するこ とにより、「立派に再建」されている。たと えば、職業病で組合の追求にあつた宇山カーボンは、日本の工場を閉鎖して韓国で操業をはじめた。したがって、日系企業の中には、外資導入法を逆手に利用し、韓国企業以下の劣悪な条件で労働者を効かしている場合も少 なくない。

一方、一九六七年以來、進出した繊維部門 の企業は、良質で安価な労働力を外資導入下 の好条件にまもられ莫大な利益をあげること ができた。その賃金は、香港に比して約半分 日本に比べると約四分の一とさえ言われてい る。日本の繊維不足にもかかわらず、大手企 業が倒産しなかつたのは、主として東南アジ ア・韓国への進出の結果である。

会社名 七三年 東人 三九〇〇万ドル 五五六六万ドル
東レ 二五〇〇万ドル 三五〇〇万ドル
東レ三井二五〇〇万ドル 三〇〇〇万ドル
東レ三井二三二五万ドル 二七〇〇万ドル
繊維部門が低賃金に支えられ莫大な利益をあげたかは、日立電線が、三一六一万ドル(十五年)や三洋特殊鋼・丸紅の二五八二万ドル(七五年)と比較すれば理解できよう。
少々、数字だけで説明してきたきらいがあるので、資本家の証言をきき、それを裏付けてみたい。

一九七三年、馬山輸出自由地域にミツミ電機は、資本金二一〇〇万円全額出資の韓国三美を設立した。ミツミ電機は、経営不振から海外進出により再建をはかったのは、一九六四年の香港進出以来である。当然、海外進出多国籍企業となるためには、国内の組合を強化して合理化を強行し、労働約集部門を低賃金の香港、台湾、マレーシア、シンガポールの工場で生産する。韓国進出もその一環である。

ミツミ電機社長森部一社長は、「ミツミ電機が海外進出した理由は?」と聞かれて、「日本と比べて、発展途上国の人件費は、年間で

四分の一から五分の一です。人件費が、総売上げに対してどれくらいを占めるかといいますと、だいたい二五パーセントです。これを四分の一から五分の一にすることができるんです（注、つまり人件費が総売上げの六パーセントから五パーセントです。多国籍企業の本音がよく語られている。）

この本部社長の話から推定できるのは、日本国内での五〇〇〇万ドルの売上げと韓国での五〇〇〇万ドルの売上げは、比較すればその利益がどんなものか、その人件費の比較からわかる。帝人を例にとつてみれば、日本で五〇〇〇万ドルの売上げに対して、人件費は一二五〇万ドルとなるが、韓国等の場合、六パーセントと見積っても三〇〇万ドルとなり、実に人件費だけで九五〇万ドルもの利益があることがわかる。恐しい数字ではないか。ここに、資本輸出の一つの顔がある。

4 外資導入與勞動者

四分の一から五分の一です。人件費が、総売上げに対してどれくらいを占めるかといいますと、だいたい二五パーセントです。これを四分の一から五分の一にすることができるんです（注、つまり人件費が総売上げの六パーセントから五パーセントです。多国籍企業の本音がよく語られている。）

この本部社長の話から推定できるのは、日本国内での五〇〇〇万ドルの売上げと韓国での五〇〇〇万ドルの売上げは、比較すればその利益がどんなものか、その人件費の比較からわかる。帝人を例にとつてみれば、日本で五〇〇〇万ドルの売上げに対して、人件費は一二五〇万ドルとなるが、韓国等の場合、六パーセントと見積っても三〇〇万ドルとなり、実に人件費だけで九五〇万ドルもの利益があることがわかる。恐しい数字ではないか。ここに、資本輸出の一つの顔がある。

四分の一から五分の一です。人件費が、総売上げに対してどれくらいを占めるかといいますと、だいたい二五パーセントです。これを四分の一から五分の一にすることができるんです（注、つまり人件費が総売上げの六パーセントから五パーセントです。多国籍企業の本音がよく語られている。）

この本部社長の話から推定できるのは、日本国内での五〇〇〇万ドルの売上げと韓国での五〇〇〇万ドルの売上げは、比較すればその利益がどんなものか、その人件費の比較からわかる。帝人を例にとつてみれば、日本で五〇〇〇万ドルの売上げに対して、人件費は一二五〇万ドルとなるが、韓国等の場合、六パーセントと見積っても三〇〇万ドルとなり、実に人件費だけで九五〇万ドルもの利益があることがわかる。恐しい数字ではないか。ここに、資本輸出の一つの顔がある。

トナム反戦に声をあげたが、日韓条約反対の声をあげることはできなかつた。その結果、

参考文献

労働集約部門が国内の高賃金の下請けから韓国等の低賃金の国へ、また公害に反対する市民運動のほど先を企業告発へとむけるかわり

一、隅谷三喜男『韓国の経済』 岩波新書
一九七六年

二、日韓関係研究会『日韓関係の基礎知識』 田畠書店 一九七五年

三、日本労働協会編『わが国外進出企業の労働問題—韓国』 日本労働協会 一九七五年

に、東南アジアや韓国へむけてお茶をにぎし

四、別冊季刊労働運動『アジアと日本の労働運動』 拓殖書房 一九七六年

た。その端的な例は、川崎製鉄のフィリピン・ミンダナオ島の焼結工場進出の件である。

五、「七八年海外進出企業総覧」 週刊東洋経済臨時増刊 東洋経済新報社 一九七七年

あるいは、韓国における富山化学や日本化工の例をあげることができよう。

■日本側参加者紹介

一方、韓国の労働者は、「総力安保」下では、すべての権利を奪われ、外資系企業（馬山輸出自由地域では、企業の七〇パーセントが日系）のもとで、低賃金、劣悪な労働条件で働くされた。しかも、団体交渉権、団体行動権は勿論のこと、団結権、組合結成さえ許されなかつたのである。

ここには、同じ労働者とは言え、深い断絶のあることを認めなければならない。しかも、その構は、戦前の植民地時代のものだけではなく、一九六五年以来、再度形成されたという認識が必要である。日本の労働者が、高度経済成長下で次々に反合理化闘争に敗れたこと、今日の韓国労働者の現状とは決して無関係ではないようと思う。

荒川純太郎 大阪大正伝道所の伝動師、前K

楠 利明

日本キリスト教協議会（NCC）

UIM事務局長、本年10月14日より3年間東マレーシヤ・サラワク

へ宣教師として派遣される。

UIM担当幹事、今回の交流会には日本側の代表として参加。ご苦労様でした。

土肥 陸一 神戸クリスチヤンユースセンターチ

一館長、牧師、アムネスティ・

インターショナル神戸G幹事

飛田 雄一 神戸学生青年センター主事、む

くげの会会員、在日朝鮮人の強制

送還問題等にかかわっている。

大石 嗣郎 碑文谷教会牧師、NCC・UIM委員。

ロン・藤好 ハワイ出身日系アメリカ人、神

戸在住宣教師、在日大韓基督教会

館委員、協議会後清州UIMにた

ちよる。

千葉のある大企業の労働者、京

伊藤 義清 武藏野緑教会牧師、キリスト者

ジャーナリスト協会幹事、「働く

人」編集委員他。

ジョニー・B・ウォーカー 来日8年目、神戸在住の宣教師、京都クリスチヤンカデミー委員。

（ABC順 飛田記）

（ABC順 飛田記）

係ではないように思う。

資料5 清州UIMでのハンスト

(協議会に参加した清州UIMの鄭鎮東牧師より受けとつたパンフレットの一部を訳したものである—編集部)

反社会的新興製粉を

公告する

クトン一六八番地に所在地をおき
会長・関チヨルギ氏、社長である
会長の息子・関ヒヨンソク氏の名
前で經營する企業であり、ソウル

に営業部をおいて、仁川工場、大田工場、清州ユルリヤン工場、新興牧場、新興農園、新興人參烟、新興高等学校を経営しながら、生産品としては、小麦粉、製米、製麦、新興コチュジャン（どうがらしみそ）、新興ラーメン、新興人參茶、インジュミ、新興うどん等を生産しながら三二年の長い年輪をもつ忠清北道屈指の大企業です。

史を歩んで来ながら労働者達を年中無休で酷使し、勤労基準法は制定され公表されたものの法の恵みもなく、日雇労働者として月次休暇・年次休暇・有給休日は一日とてなく、中間搾取人を会社の重役に立てて、労働者達を雇用しながら都給（請け負い）の名目で経営し、税金を労働者の賃金封筒から三千八百ウォンを控除して、実際には税務署に納付するのは八百ウォンとして勤労者達の賃金を搾取しました。このような無法地帯で労働者達は労働を提供しながら都給という下請けの下で酷使されながら、労組を組織するや中間請負い一二〇名の勤労者の人権を二十万ウォンで売ることはできないと言つて二十万ウォンをつきかえして

労働運動を正しく行なうや、新興
製粉は中間譲け負い業者を無くし
て直接雇用の勤労者を吸収して分
会長を解雇させた。十一ヶ月の復
職闘争の末に復職したものの中一
ヶ月働けなかつた賃金も受けとれ
ず、恥しめを受けながら作業して

4 新興製粉の現在の労使紛糾
は平均五・六名以上です。

5 都給（請け負い）は本当に正
当なものだったのか？

（略——編集部）

6 新興製粉は国民に何を如何ほど寄与したか？

実例をあげると――

名を予告もなしに二六日にさかのばつて不当な転職命令を下した。イ・ワヌ氏はくやしさはあるけれども仁川の工場に行って働き、ユ・ギヨンチヨル氏は他の会社に就職し、他の二名はユルリヤン工場に転出させ働くという非人道的な措置で勤労者を待遇してきました。

3 新興製粉の勤労者達が現在受け取っている賃金はいかほどか二十年勤続した者であれ、一年勤続の者であれ、基本給四万五千ウォン未満の賃金を受け取ってい

(2) 新興穀粉は小麦のフスマを一日に二千袋生産しますが、その小麦のフスマが出るコンベヤーに水道を装置して水を小麦フスマにかけながら、一日約七十余

俵ずつの重さを増やして市販した事実があります。小麦フスマがその日出荷されなければもちらかたまりになってしまふと勤労者達はこれをコンベアに流し混ぜて國民達に売りました。

再びミキサーにかけて小麦粉に混ぜて國民達に売りました。

水道装置は一九七六年席にイ・ワヌ分会長が公開するや撤去しました。

(3) 新興製粉は小麦粉に人体に害になる炭酸カルシウムを一週間にトランク数台分ずつ混ぜて、不當な利益を得た反社会的な企業です。

炭酸カルシウムを何故小麦粉に混ぜるかというと、炭酸カルシウムは漂白剤として四等品を三等品に、三等品を二等品に、二等品を一等品にするために使つてきました。

炭酸カルシウムとは何か？
これは化学物質で辞典の説明によるとガラス・石けん・セメント・白ぼくを作る原料となっています。この炭酸カルシウムが小麦粉製造に不可欠なものなかどうかは疑わしく、國民と

しての立場から保険上心配なので事実を公開し告発するものです。我々は新興製粉の小麦粉を買つて食べないように努力しています。

(4) 新興製粉は牧場で育てている牛が病気になると殺して市中で売りさばき、我々もその肉を食べたことがあります。

(5) 小麦粉袋が破損すれば土と混ざり、また人が踏んだのは飛び小麥粉に混ぜ合わせて小麦粉の中に入れて製造されている実情です。

7 清州都市産業宣教会の鄭鎮東

牧師は不當に解雇されたイ・ワヌ分会長が復職闘争中に、イ・ワヌ分会長は不當解雇されたのであるから復職されなければならず、分會長イ・ワヌ氏を会社側が二十万ウォンで買収しようとした際、イ

合運動の形です。

B
以上のように退職労働者達は新興製粉株式会社の反社会性を公開告発しつつ次のように我々の要求条件を建議します。

一、新興製粉は我々の退職金を即

執行猶予の実刑判決を受け、現在大法院に上告中です。

鄭鎮東牧師の一審裁判時に新興製粉の関ヒヨンソク社長は、イ・ワヌ分会長は不当解雇されたものであると、判・検事達や数多くの傍聴人のいる中では認する証言をしました。

8 全国化学労組・新興製粉労組は如何なる労組か？

新興製粉労組もそうであるよう全国化学労組分所は、分会長や組合員が解雇されたり、転出命令が続出する時、労働者の代弁人となることができず、企業主の気嫌を損ねまいと企業主の立場で、労組費だけ集めながら、企業主の召し使い役、組合員の圧力団体に転落してしまいました。

これが今日存在している労働組勢に即刻もどれ

五、労働局や捜査機関は労働者の正当な主張を勘案して彼らの怨みをすつきり解決することを要求する。

我々は何故、断食祈禱を

しなければならないのか
私達は新興製粉で三二年間もしくは何十年も働いて退職金をもらえない十四名の労働者、その他、父親が土地を買って登記した後殴り殺されたにもかかわらず、父親

刻支払ってくれること

二、新興製粉は一日七十俵ずつのはこりを小麦フスマに混ぜる過程を即刻中断し、市民の民営(?)を即時中止せよ

三、ガラス・石けん・セメント・白ぼくを作る原料である炭酸カルシウムを小麦粉に混合するの即刻中止せよ

一審と二審で懲役八ヶ月に二年の罰金を即時執行せよ

一、新興製粉は我々の退職金を即時支払うことを

かに表れる者たるに至り、()
のかどうかは疑わしく、国民と
一審と二審で懲役八ヶ月に二年の
一、新興製粉は我々の退職金を即
り殺されたにもかかわらず、
二、朝光皮革は不當に転出させた

の死に対する死因究明もできぬまま
ある力によって葬式をとり行わ
ざるを得ず、土地をも再び奪われ
る破目になつたもの、また、國の
土地を買い登記までしたにもかか
わらず再び國に奪われる破目にな
り法の公正な裁判を受けることが
できずにいるもの、チヨグワ（朝
光？）皮革で精魂こめて働き、正
当なことをいつたかどで不當に転
出されたもの、そして、大成旅客
交通事故のため片腕が完全に不具
になつたにもかかわらず補償を受
けられずいる者達です。

私達は以上の事件を解決するた
めに一年四ヶ月もしくは一年以上、

労働厅、検察厅、法廷闘争を血の
にじむほどやつきました。憤慨
やるかたなき心情を呼訴文に書き、
実際にまた訴えもしましたが、我
皆さん、貧しくて学ぶこともで
きず、何も知らない私達は、権力
と金力におどかされて、土地を奪
われ、あるいは退職金も受け取れ
ず着のみ着のままで空いた腹をか
かえて街頭に放り出される身とな

訴えの内容を書いておきます。

断食祈禱題目

一、反社会的な新興製粉は一生働

いた勤労者達に退職金を支払え、

二、朝光皮革は不當に転出させた

りました。我々はこれ以上何かを
信じて、あてにして生きていけな
いということに気付きました。誰
もが、貧しい労働者達を心配して
くれる所など何処にもないという
ことを知りました。

ヨリゴ通りで強盗に会った私達
は、もうこれ以上殴られ、踏みつ
けられるばかりで生きていくこと
ができず、この強盗達が悔い改め
るまで断食徹夜祈祷をすることに
し、一九七八年三月十七日から断
食を始め、我々の訴えが神の正義

の門、愛の門に届き、開かれる時
まで我々は衣の裾を絶対に放さな
いでしよう。

そして、本当に神の正義がこの
地にすっかり根を下ろすのを見る
覺悟です。また私達は、このこと

を信じて行動するつもりですから、
この文章を読まれた皆様は何処で
でもよろしいから、共に祈祷して
下さるように願いながら、私達の

よう願う。

上の問題に対しても神を信じるキ
リスト教徒の皆様に祈祷において
も力を借りて下さるようお願いい
たします。

一九七八年三月十二日付の
金ビヨンハの訴え。彼は七
四年五月より朝光皮革株式
会社に勤いていたが不當な
転出命令をうけた。三月十
七日より清州UIMでハン
ストに入った人の一人であ
る。職場の事情、組合の状
態等克明に書かれているが
紙数の場合で省略する。

三、農民・韓チヨンドン氏に土地
を売つておいて再び奪つた農地

月17日から

キム・テマン、

ユ・ボンソク、

ヨン・キジョン、

シン・グンソク、

同右

イ・ヂエグック、

同右

コ・ジュンシク、

同右

キム・ビヨンハ（朝光皮革）3

五、大成旅客は片腕が不具になつ
た朴ソンセ氏にそれに対する補
償を即時に支払え、

六、法官は、土地を売つても登記
も出さず、他人に名儀を移転し、

土地を買った人に登記を出して
くれと頼みにいった張ウォルヨ

ン氏を殺した申マンホを厳罰に

処し、公正な裁判をしてくれる

よう願う。

呼 訴 状

月17日から

パク・チャンウ、

同右

C

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

8

<p

朝光皮革株式会社の不当転出させられた金ビーンハ氏復職される

祈祷者一同の名で一九七八年四月十一日付で出された中間報告。紙数の都合で省略する | 編集部

1

憤懣やる方ない立場におかれた 農民のための集会案内

けた隣人（農民）のために、諸先
生方をお招きして集会をもつ予定
ですから、この人々のくやしきが
即ち我々の民族の苦難であるとい
うことを考えて、苦難に同参する
思いで参席して下さるようお願ひ
申し上げます。

講師

四月十七日 印明鎮牧師（永登浦
都市産業宣教）

十八日 金グンヒヨク神父
(清州主教館)

私達は法は万人の前で公正であるということを信じて過失がない
衣を着せられた人々です。

1

陳情書

憤慨やるかたない立場におかれ

正門横二階 潤州產業宣教會館（潤州高等學校）

(想研究所長) 一九七八年四月十七日

一九七八年四月十七日

少川社

ソン・ネウン先生
(前延世大学学長)
咸錫憲先生(シアヒン)

いって手配令を出したにもかかわらずつかまらないので調査できなといつていますが、パク・チャンニヨルは自分の家におり、また道路を闊歩しています。パク・チャンニヨルがいないので調査できないといって延期しておいて刑事上嫌疑がないという回答だけが来て、まだ裁判が継続中なのに法院の職員達がやってきて、テレビ・時計・タンスに押収状をはるなど、これでどうして法は公正であると言えるのか。我々の憤慨やるかたない問題をこのように不透明に調査するなら我々は誰を信じて生きなければならぬのですか？

署長のお言葉は、法官がしたことは従わなければならないと言い、彼らを信じないならば大韓民国の国民としての道理もとるといいますが、我々はあまりにもくやしいために呼訴と陳情を再びする次第です。

我々の憤慨やるかたない胸の内を詳細にかきます。

(中略) — 編集部

大統領閣下は訓示する度ごとに、日陰で生きている人々がくやしい

思いをすることのないようにはからつてやれとおっしゃりながら、不条理を維新で根こそぎにせよと訓示していらっしゃいますが、そのお言葉と我々とはあまりにも距離がかけはなれているので、どうぼうは大きな顔でのさばり、まじめな農民はおどしと恐喝を受ける社会ですから、我々は何の知識もありませんが、我々のうらみを解決するために、不正を暴露するために命がけで、本当に施政刷新された漸新的な社会の公正な検査によってくやしいぬれ衣をはらそうと善なる戦いをしているところですから、公正な検査で、我々に過失があれば我々をつかまえて教導所に送つて下さい。また、公務員や土地をだまして売った側に矛盾があれば彼等も罰を受ける社会となるように、くやしいためにあわされ断食祈禱を始めてから三十日目に再び陳情する次第です。

一九七八年四月十七日
血のにじむ絶叫で祈禱している
祈祷者一同

要求条件 代案

清州都市産業宣教会館で我々の

推戴依頼書

一九七八年四月二三日の時
点で断食中であるハン・チヨンドン、パク・チャンウ、チャン・スンジャ三人の農民による訴え。紙数の都合で省略する。 — 編集部

一九七八年四月十九日付で
三三日間断食祈禱している
四人の農民と鄭牧師、チヨ
伝道師の名で出されたもの
で、事件解決のための対策委員会(四・二五)参加を
呼びかけるもの。本文略。

— 編集部



清州UIMで話をする咸錫憲氏

清州都市産業宣教で四八日の権利斗争をしている祈禱者達の最後の方向

我々は清州都市産業宣教で去る
一九七八年三月十七日、第38回労
働者の日の労働者のための新旧教
連合祈祷会を終えて断食祈祷を始
めてから四八日間の長い旅程を命
をかけた苦痛で権利主張をしてい
る中、国内外の多くの方々が来ら

われて我々の主張が正当なものであることを見知り、激励をして下さり、また物心両面で支援して下さった皆様に感謝をささげつつ皆様が声援して下さったことに対する我々の気持はいまだ貫徹されず、我々が今後進む方向をお話し致します。

(中略――編集部)

二六日に、一週間の期限で解決すると行政当局が聖職者達に信義で約束してから一週間がすぎました
が、信じるに価するほどの答があ
りません。

しかし我々は今、だまされたと
いう思いと間違った司法部員達を
うらむより、まずひとえに我々の
無知で愚昧さ故に受ける罪の罰と
して考え、明るく、清く、人間ら
しく生きようにも生きられないこ
の世の中に我々の一身を投げうつ

ようし、この気高い祭祀に突入する我々の信仰的行動は誰しも妨げてはならず、妨げられても中断しないでしよう。しかし我々のこの斗争が善なるものとして認められ我々の望むもの、権利がとり戻される時（土地、補償が受けられた時）我々は希望をもって意味ある人間らしい生活をするでしょうしそれができなければ我々の体を祭祀のいけにえとして神殿に捧げることを固く約束し、うらみや憎し



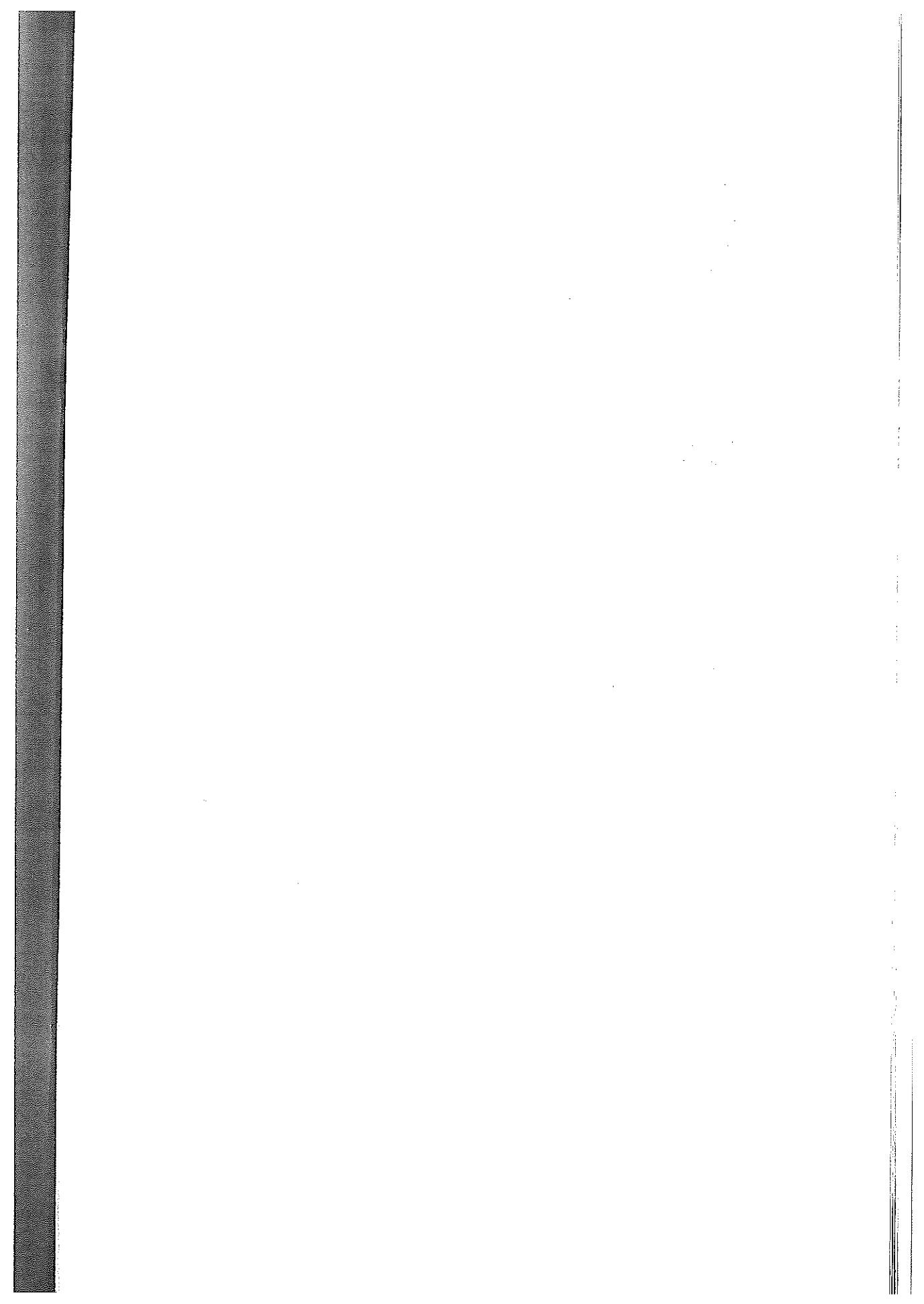
1978. 3. 17
これからハンガーストライキに入る

二六日に、一週間の期限で解決する
と行政当局が聖職者達に信義で
約束してから一週間がすぎました
が、信じるに価するほどの答があ
りません。

しかし我々は今、だまされたと
いう思いと間違った司法部員達を
うらむより、まずひとえに我々の
無知で愚昧さ故に受ける罪の罰と
して考え、明るく、清く、人間ら
しく生きようにも生きられないこ
の世の中に我々の一身を投げうつ
て、神の望まれる正義の社会が作
りあげられるならば、我々はこれ
以上誰おもうらむことなく再び完
全断食で我々の命を義の祭壇に生
きたまま捧げることに、我々は固
く結束して正義が河の水のように
流れる社会になるための基肥とな
るつもりです。

イエス様が十字架を背負われる
ことにより復活の歴史を作られた
ように我々も神を手本として自分
の十字架を背負ってゴルゴダに向
う時、怖れず、うらまず行くでし

ようし、この気高い祭祀に突入する我々の信仰的行動は誰しも妨げないでしよう。しかし我々のこの斗いが善なるものとして認められはならず、妨げられても中断しないでしよう。しかし我々のこの斗いが善なるものとして認められ我々の望むもの、権利がとり戻される時（土地、補償が受けられた時）我々は希望をもつて意味ある人間らしい生活をするでしょうしそができなければ我々の体を祭祀のいけにえとして神殿に捧げることを固く約束し、うらみや憎しみや責任を甲と乙に転嫁することのなきようお願いし、労働者達の血のにじむ絶叫で最後の意をお伝え申し上げる次第です。



交流会後の事態

金浦空港でフィルム等押収される

フィルム・文書等の押収に対する抗議行動

日韓UIM交流会後の事態

編集部

金浦空港でフィルム等押収される

五月十九日に水原アガデミーハウスでの日韓UIM協議会を午前中に終え、再びバスでソウルのキリスト教会館までひき返しそこで我々日本からの参加者九名は一応解散となつた。五月十九日のうちに日本に帰ることになつていては、伊藤、菅原、ウォーカー、楠、荒川の五名であった。金浦空港から午後の東京行の便に伊藤と菅原が、大阪行の便にウォーカー、楠、荒川が乗ることとなつていていた。ところが金浦空港でそのうちの四人が足止めされ、メモ・書類・フィルム等が没収されるという事態が生じた。

大阪行の三人は、金浦空港の手荷物検査の段階で特別に、露骨に、パチパチと写真をとられ、ボディーチェックの段階で急入りにチェックされたが、当局が持ち出してはならないとする書類が発見され、先に通過した荒川を除きウォーカーと楠が別室に連れていかれた。

この事件のために飛行機に乗ることができず停めおかれた。そのうち先の東京行の便で出発したはずの伊藤、菅原も別室に連れてこられた。

四人が没収されたのは、個人のメモ、フィルム、協議会での日本文のレジメ（本パンフレットの協議会の項に収録したもの）、朝鮮文のビラ・東一紡績女子労働者支援の為のハンカチ等であるが、当局がこれらの物の押収した理由は次の三つであるという。

一、観光目的で入国したのに日韓UIM協議会に参加したのが入国目的に反している。（入管令一八八条七号違反）

二、不穏表現物を所持していたことが大統領緊急措置九号の二に違反している。

三、不穏文書を持ち出そうとしたことが関税法一四六条に違反している。

このような「違法行為」の故に文書等を押収し、別室に一時拘束したが、「初犯」であり宗教人であることを考え逮捕することはしなかつたと当局者は説明した。

逮捕されることはなく出国は許されたものの四・六時間も別室に停めおかれていたため、五月十九日の飛行機はなくなつてしまい、四人は夜11時頃、再びソウルのホテルにもどらざるを得なかつた。

翌五月二〇日に大阪に帰ることになつていた土肥と飛田の二人は、前日帰ることのできなかつたウォーカーと楠に午前中、キリスト教会館で会い昨日の事情を聞き対策を話しあつた。そこで、もう一度文書等で押収されるという事態はどうしても逃げなければならぬので文書等は処分することとし、午後の便に乘るべく遅すぎキリスト教会館を出た。

前日の事があつたためかこの日は、会館前に停めてあつた当局の白い車が金浦空港へ向う我々のタクシーのあとをすぐ追つてきた。追跡は我々へ圧力を加えることが目的であるかのように、とても露

た。

追跡は我々へ圧力を加えることを目的とする

骨で、すぐ横にくることもあるし追いしていくこともある。まさに抜きつ抜かれつで金浦空港についた。この日の飛行機は三里塚の管制塔占拠事件の影響で遅れ、かなり長い間持たされたが、この間、塔乗手続をする時も、トランクのチェックをする時も、四人が集まつて、坐っている時も車で追ってきた当局者らに監視されていた。また、前日に楠、ウォーカーが写された写真が空港の職員に配布されていたらしく、我々四人が通ると空港職員がヒソヒソ話をするという風であった。

飛田の便が四人の中で一番早かつたが、手続の最初の手荷物以外のトランク等を預ける段階で、車で追ってきた当局者がすぐ横での検査に立会い、「この男は……、トランクの底まで……」と耳うちしながら検査の指示をしていった。前後の日本人観光客のチェックより数倍の時間をかけ念入りに検査した。

次の便の土肥は（遅れの関係で結局飛田と同便になつたが）最後のボディーチェックの段階で当局者が立ち会い、係官をしてとりあげた手帳の一頁一頁まで調べさせた。飛田、土肥いずれも、昨日押収されたような文書等は処分して持つていなかつたのでウォーカー、楠とともに無事通過した。

楠とウォーカーに関しては、五月十九日にトランクだけが大阪空港に渡り、翌二〇日大阪空港でトランクをうけとつたが）、封をしていたウォーカーのトランクからも朝鮮文の文書が抜きとられていた（トランクの鍵が止つたためかそのような事はなかつた）。この点についてウォーカーは航空会社に抗議したが、まともな回答を得られていない。

その後、五月二二日に関釜フェリーで日本に向つたロン・藤好も

事件が明るみに出た。同協議会は三月、東京で内外記者と会見し「韓国当局の措置は宣教活動の侵害だと非難するども、日本政府を通じ韓国政府に抗議、所持品の返還を求める意向を表明した。

日本キリスト教協議会が明らかにしたところによると、韓国キリスト教協議会の招請による日

韓の都市産業富教宗交流会が五月十七日から十九日まで韓国・水原で開かれた。同交流会には日本側

から十四人が参加する予定だったが、大阪の韓国総領事館で五人がビザ發給を拒否され、結局九人が訪韓した。

会議中、日本側代表団は韓国中央情報部(KOIA)部員とみられる男たちに公然と辱められ、写真も撮られたという。

日本側代表団は同日夕、帰國の途についたが、日本JIM代表幹事の樋利明氏が午後五時すぎ、金浦空港で足止めをくつたのをはじめ米国人のJ・B・ウォーカー牧師ら計四人が同空港で四十六時間にわたって身柄を拘束された。

このため、樋氏らは韓国が一日遅れ、他の参加者も自発的に資料を受け、持つていた資料、ライ

ルム、個人的メモまで没収される

結果である。樋氏は「無事」と

訪韓牧師らの メモなど没収

金浦空港で、韓国當局

女子労働者の低賃金や労働条件改善に積極的に取り組んでいた韓国の都市産業富教宗会(UCI)との交渉のため訪韓した日本キリスト教協議会の牧師ら五人が、帰国に際してソウルの金浦空港で四六時間わたって取り調べを受け、持つていた資料、ライ

ルム、個人的メモまで没収される結果である。樋氏は「無事」と

釜山港でチェックされた。東一のハンカチ、レジメ、ビラ等を押収され、係官からは「お前の仲間の大石とトビタ（飛田のことをトビタと読んでいたらしい）はどこにいる」と質問されたりした。日本からUIM協議会に参加した九人のリストをもって各所で出国のチケットをしていったことがわかる。

フィルム、文書等の押収に対する抗議の行動

このような事態に対し、我々が韓国で協議会に参加したこと及び文書等を持ち出したことは、現在の韓国の法体系においては「罪」とされるとしても、それはまつとうなことであるという確信のもとに五月二九日に東京で記者会見をしたが、その記者会見の記事は、翌五月三十日の朝日新聞（57頁下段参照）および六月一日の毎日デイリーニュースおよび朝日イブニングニュース（いずれも英文）に掲載された。記者会見の席上左頁に掲載した文書および英文の経過、ウォーカーの声明等を配布した。この記者会見の目的は今回の事態を明らかにすることの他に、我々が韓国で直接に接した東一紡績の女子労働者の問題等を記者団に訴えるということがあった。後者の予想以上の反応がでてきた。

まず、六月二日付で金浦空港の税関長より、伊藤義清あてに五人より押収した物のうち「法律に触れないものと見られるもの」を送り状（60頁参照）とともに返してきた。しかし、返されてきたものは本来取り上げること自体がおかしなようなものばかりで、返ってきたフィルムにしても訪韓前に日本で写した部分だけだつ

た。しかし、一度押収したものをお部でも返却することは異例のこととで、記者会見の反響が大きかったと考えられる。

一方において我々は、今回の事態について五月二七日、駐日韓国大使館に抗議の意を表明していたが、六月十五日付で駐日韓国大使館より恐迫めいた回答（61頁参照）を受けとった。

米人宣教師のJ・B・ウォーカーおよびロン・藤好の二名は、独自の立場から駐韓米大使館、駐日米大使館、米国外務省、米国国会議員等に手紙を送ったが、それぞれから韓国政府へ遺憾の意を表明する等おおむね誠意のある回答を受けとっている。

また我々が韓国で接した東一紡績の解雇女子労働者支援のための活動も訪韓した者が中心に取り組み、カンパ要請のビラ（62頁参照）パンフレット（内容は、①カンパアピール、②「人権を強奪された工場で泣き叫びます」七八年二月二十四日、東一紡績労組、③闘争経過、④「再び東一紡績の愛する娘たちへ、高銀、⑤近代韓国労働運動史。B5版、8頁、カンパ、百円）を作製したりしている。

六月十七日には、我々も現場研修を行った永登浦UIMで宣教師として働いていたオーストリア人、ラベンダーさんが韓国政府よりビザの延長を拒否され、結果的に追放された。（63頁新聞記事参照）彼は十七日夕方の飛行機で大阪空港に着いたが、日本では、東京と大阪で彼の報告を聞く機会をもつた。

今回の日韓UIM協議会において、「日韓UIM協力委員会（仮称）」が作られたが、これを中心として、第二回目の協議会を一九七九年に開催すべく、現在準備が進められている。

資料6 1978・5・29 記者会見配布資料

I, 去る5月17日から19日、日本キリスト教協議会と韓国キリスト教教会協議会は、韓国スウォンにおいて日韓都市産業宣教会交流会を開催し、このため日本からは9名の代表が参加した。しかしこの会議については、次のようないくつかの問題が生じた。

1, 韓国キリスト教教会協議会による公式な、かつ國際慣例の上からも正式な招待状を提示したにもかかわらず、在大阪韓国領事館はこれを認めず、故に日本側代表者のうち5名はビザの発給を受けることができなかった。

2, 6月15日午後に始まる韓国滞在の間中、日本側代表者たちは韓国情報部員と思われる人たちにたえず公然と尾行された。会議もまた監視されていた。

3, 日本側代表者中4名（楠利明、J・B・ウォーカー、伊藤義清、菅原勉）は、5月19日金浦空港において4～6時間拘束され、上記交流会の資料をすべて没収された。所持者の説明要請と抗議にもかかわらず、個人的なメモ、写真フィルム等も没収された。

4, この4名は、理由を明示されることなく、これらの資料を所持することが韓国大統領緊急措置令第9号、国家冒瀆罪、出入国管理法に違反すると脅迫され、このようにして3名が強制的に「念書」を書かされた。今回の日韓都市産業宣教会交流会は、両国キリスト教協議会が正式に決定し推進した国際的教会会議であり、その内容も教会の福音宣教の使命を果たすこと目的とした公正な教会活動に関するものであります。

にもかかわらず、この会議に対して上記のような脅迫行為がなされた。これは日韓教会の国際会議としては前例のないことであり、われわれはこれを重視せざるを得ない。これは国際的教会交流に対する重大な妨害であり、信教の自由に対する著しい侵害である。われわれは、日韓両国の関係は国民同志の眞に公正な交友関係を基盤にすべきであると考え、そのために両国教会の交流を重んじてきた者である。韓国当局はこの交流を妨害したことについて、誠意ある説明をすべきである。

NCC総幹事とUIM担当幹事およびJ・B・ウォーカーは去る27日午前11時、韓国大使館領事課に赴き、一等書記官兼領事金正琪氏と会い、この件について抗議し質問したが、われわれは今後も説明を求める続けるであろう。

II, 今回の韓国当局の措置は、韓国UIMが有する国際関係を遮断し、同UIMを国際的に孤立させることをねらったものと思われる。われわれはこれを教会の宣教に対する不当な圧迫とみなし、韓国UIMに対する国際的支援をいよいよ強めていくであろう。

日本キリスト教協議会（NCCJ）は、姉妹組織である各国のNCC及びUIM委員会と連絡を密にしつつ、こうした不当な扱いと誤解を受けている韓国UIMとその活動支援のために、あらゆる努力をする覚悟である。

韓国UIMはしばしばカトリックの同様な組織（カトリックの労働青年会）と協力し合って、労働者の人権のために闘ってきた。今日、労働三権が事実上停止されている韓国の状況下で、飢餓賃金等の悪条件によって生存権さえ脅かされている多くの労働者たち、特に若年女子労働者のために、UIMは各地で組合活動を指導し、彼女たちを弾圧から守り、また解雇された女工たちを庇護する等の活動を続けてきた。このような活動によつて、最近ではUIMが韓国民主化運動の先頭に立つており、そのため当局から指導者拘束等多くの圧迫を受けるようになっている。

しかし韓国当局がどのように圧迫しようとも、UIMの活動は今日の時代に適わしい仕方でイエス・キリストの福音に根ざし、「貧しく弱い者に福音を告げ、抑圧され、しばられている者に解放を宣布する」働きである。そしてわれわれも、この使命を共有する者として、日韓UIMの交流を行なってきたのである。

去る17日～19日の交流会では、日韓UIMの共同の諸課題が確認されたが、その中で第一に挙げられたのは東一紡績女子労働者の闘いに対する支援である。（声明文参照）われわれ日本のUIMは、東一紡績を不当解雇された130人余の女子労働者支援や、東一紡績経営者に対する抗議等のために、他のキリスト教諸団体、市民団体、労働組合等と連携して、ひろく運動を展開する決意である。

賃料
領収証明書の発行「表」

日本岡東京都大田区南久が原 2-5-13

伊藤義治 貸下

預り物送付

貸下等が大韓民國訪問後帰國の際に金浦空港及釜山港で国民党法違反等の疑いで預置された印刷物中其の内容が大韓民國の法律に触れないものと見られる別添目録の印刷物をお送りします関係者の方にお渡し下さい。

1978年6月2日

大韓民國金浦税關長

關係者

I TO YOSHIKIYO

KUSUNOKI TOSHIAKI

SUGAWARA TSUTOMU

JOHN BYRON WACKER

KONACO SUSUMU FUJIYOSHI

番號	内 容	譯 文	数 量	摘 要
1	西山開拓傳道金袋		1 部	日語
2	フィルム(24 Cuts)		1 箱	カラ
3	伊藤部便箋書		3 枚	日語
4	韓國基督教產業問題研究院		2 部	英文・韓國語
5	聖靈隆臨		1 部	日語
6	月報(宗教藝術會)		1 部	日語
7	民族翁の日記類叢書		1 部	英文・日語
8	招請狀(Rouald S. Fujiyoshi)		1 部	英文
9	ハワイ駐在領事に送る手紙		1 部	英文
10	ノート		6 枚	韓國語
11	ノート		3 卷	英文2卷、日語1卷
12	近畿地区各地建物公正取引協議会		2 部	日語
13	メモ用紙		38 枚	
14	封緘航空郵袋		1 枚	
	計	14種		

資料 8

駐日韓国大使館よりの回答 1978・6・15

日本キリスト教協議会

総幹事 東海林 勤 殿

都市産業伝道委員会

担当幹事 楠 利 明 殿

1978年6月15日

去る 1978 年 5 月 27 日付に貴下の書状について関係当局の
調査結果、並らびに本国政府の指示により、下記の様に御回答致します。

1. 日本人（楠利明、伊藤義清、菅原勉、荒川輔太郎）及び在日米国人 John B. Walker 等 9名は、5月 15 日に観光目的にて訪韓したにもかかわらず、訪韓中一部反政府的宗教人等と接触し、大韓民国国内法に違反となる不穏文書を収集し、韓国NCC都市・農村分科委主催“韓日教会都産協議会”に日本代表として参席する等、入国目的に反する活動をした。
2. また 5月 19 日不穏文書 63 種 244 部を携帯し、金浦空港を通じ出国を企てたが、これは大統領緊急措置 9 号 2 (不穏表現物所持) 、出入国管理法第 188 条 7 号 (活動範囲違反) 及び関税法第 146 条 (輸出入禁止) に違反となる犯法行為である。
3. 従って警察及び税関当局は、同人等を現行犯として調査し、前記関係法違反嫌疑がある不穏文書は本人等の犯法行為事実を自認した旨の拠棄書を接受後依法預置した。
また大韓民国法律に抵触しないものと判断した資料 14 種は税関当局が、6月 2 日付で本人等に既に返還した。
4. 同人等は大韓民国の国内法を違反した犯法者として厳重に処罰すべきであるが、身分が宗教人であり、友邦国の国民である事を勘案し、関係当局は本人等を寛大に処分、出国を許可した。
5. 関係当局では同人等を尾行、及び会議を監視した事実はない。
6. それにもかかわらず、同人等は出国後、事実を歪曲し韓国政府を非難する非良心的な言動は誠に遺憾である。
7. 大韓民国の国内法に違反となった不穏文書の返還及び謝罪要求に対しては一考の価値もない。
8. 今後、どのような外国人であっても大韓民国の法秩序を紊乱する場合、継続依法措置する事を、ここに明らかにする。

駐日大韓民国大使館

領事第一課長

梁 世 熊

蒙州人牧師を追放

韓國 労働運動支援の理由で

【ソウル十七日共同】二年間にわたりソウル市南部の工業地帯である永登浦で労働活動を続けていたオーストラリア人牧師マテア・ラベンダー氏(35)が労働運動を支援したことと滞在ビザの延長午後五時半、韓国を離れ、空路大阪に向かう。

外國人牧師に対する国外退去処分は七四年十二月のオカル牧師、七五年四月のシメント牧師、(いずれも米国人)に次いで三人

が強められてから初めての措置。永登浦都市産業基督教會はの同会老共産主義と非難する文書の配布を韓國法務省に拒否され、十七日午後五時半、韓国を離れ、空路大阪に向かう。

ラベンダー牧師は十七日午後六時半、ソウルから日航九六四便で大阪空港に着いた。

ラベンダー牧師は十七日午後六時半、ソウルから日航九六四便で大阪空港に着いた。

作成もかかわったなどを理由に「宣教」というより資格に合わない活動をしたと判断したとみられる。

六日夜のソウル西大門カトリック教会での労働者のためのカトリック・プロテスタント合同のミサのことがあります。女子労働者を中心として四~五百人が、情報部や機動隊がとりまく中を三々五々集まり、大きな声で歌い、祈り、アピールしていました。池学淳神父の説教もとても迫力のあるものでした。これが礼拝という名の集会、かと思いました。

日本での私の予想以上に韓国の民衆は、のびのびと闘っているように思われました。

資料として掲載したいものが、東一紡績、清州UIM、永登浦UIM関係でまだいくつかありますが、紙数の都合で省略させていただきました。ご了承下さい。

◇この報告集が、今後の日韓のUIMの交流のためのそして私達が接した韓国UIMの実

していますが、彼らのエネルギーの一端でも室内の写真であったこと等により鮮明にできないのがあります。残念です。

■編集後記

■私は初めて初めての韓国は、見るもの聞くものすべてが新鮮でした。ソウルの町全体の

エネルギーの動きもさることながら、現

場研修や協議会で会ったUIM実務者らのにじ

■報告集に書けなかつた事の一つに、五月十

みでるようなエネルギーには終始圧倒されました。彼らのエネルギーが今も私をつき動かしていますが、彼らのエネルギーの一端でもこの報告集の読者に伝えることができればと思い、編集の仕事にとりくみました。

一九七八年十月四日

(H)

■ 発行日 1978年10月14日
■ 発行所 大阪市北区高麗橋3-20 浪花教会内
Tel 06-231-4951
関西キリスト教都市産業問題協議会(KUIM)
■ 発行者 KUIM代表 三好 博
■ 編集者 飛田雄一 ■ 定価 500円